# 要配慮者利用施設における
# 避難確保計画等作成及び
# タイムラインに基づく訓練の手引き

令和４年１月

国土交通省　中部地方整備局
庄内川河川事務所

# 目次


要配慮者利用施設の避難確保計画作成等支援ツールについて P.3

1. はじめに P.4

1.1 避難確保計画の作成及び避難訓練の義務化について P.4

参考 自衛水防組織について P.4

参考 要配慮者とは P.5

1.2 水防法・土砂災害防止法改正の背景 P.6

1.3 近年の水害について P.6

2. 自動作成ツールによる避難確保計画・タイムライン作成の手引き P.8

2.1 避難確保計画・避難行動タイムライン自動作成ツールの使い方 P.9

2.2 入力方法・検討方法 P.10

参考 ハザードマップポータル P.12

参考 ハザードマップの見方 P.13

参考 対象河川と水位観測所 P.14

事例 市町村で行っている情報提供 P.15

事例 データ放送（TV） P.16

事例 気象情報（気象庁ウェブサイト） P.16

参考 川の防災情報 P.17

参考 浸水継続時間に関する情報について P.18

参考 家屋倒壊等氾濫想定区域について P.19

参考 自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について P. 20

参考 浸水しやすい箇所の調べ方 P.20

参考 重ねるハザードマップを用いた避難経路図の作成方法 P.21

事例 関連施設への避難の例 P.22
事例 災害発生等により医療措置が継続できなくなった場合の対処方法 P.23
事例 避難場所や避難手段の検討 P.24
参考 屋内安全確保（垂直避難）の判断目安 P.25
解説 家屋倒壊等氾濫想定区域等の調べ方 P.26
解説 屋内安全確保に当たって確認する事項 P.26
解説 体制について P.30
解説 判断基準の目安となる情報 P.30
事例 防災体制事例① P.32
事例 防災体制事例② P.33
事例 地域連携について P.37
解説 備蓄量の目安 P.39

3. タイムラインを用いた訓練の手引き P.45
3.1 訓練シナリオ動画について P.45
3.2 訓練の実施方法 P.46
3.3 タイムラインのチェックシート機能 P.46
事例 避難訓練について P.47

4. 参考情報一覧 P.48

【問い合わせ先等】 P.49

この手引きは、要配慮者利用施設の施設管理者等が、**<u>避難確保計画・避難行動タイムラインの作成及び訓練</u>**を行う際の支援ツールです。本手引きと併せて配布される他の支援ツールを用いることを想定しています。

## 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等支援ツールの中身

要配慮者利用施設における避難確保計画等作成及び
タイムラインに基づく訓練の手引き（本書）

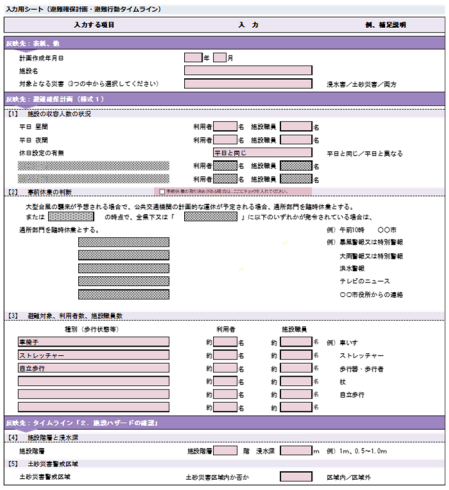

避難確保計画・避難行動タイムライン
自動作成ツール（エクセルファイル）

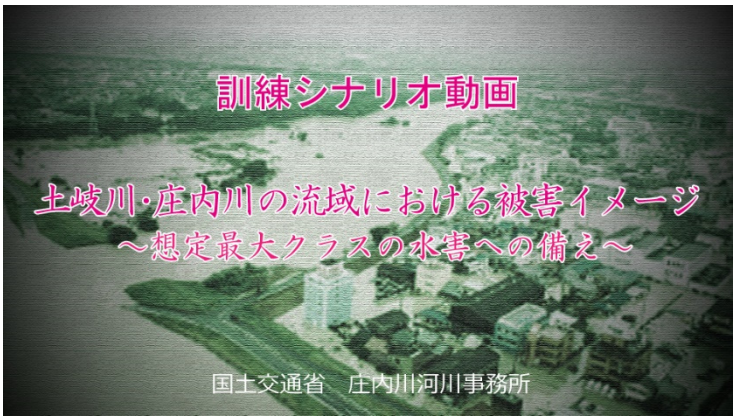


訓練シナリオ動画

## 1. はじめに

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となりました。災害時に安全な避難を行うためには、**実効性を高い計画作成を行うことが重要**です。そのため、避難確保計画の作成と併せて**避難行動タイムラインの作成を行い、災害時に発生する状況を予め想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列で整理**しておくことが重要です。

本手引きは、**浸水想定区域内の施設を対象とし、施設管理者が避難確保計画・避難行動タイムラインを作成する手順や、避難行動タイムラインに沿った訓練の実施方法**をとりまとめており、事例やポイントが記載されています。避難確保計画やタイムラインの新規作成や改善・見直し、訓練の実施の際にご活用ください。

### 1.1 避難確保計画の作成及び避難訓練の義務化について

水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施等が義務化されました。計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。

全国の洪水浸水想定区域内の避難確保計画の作成率は66%（R3.3現在）です。国土交通省では、2021年（令和3年度末）までに**全ての対象施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施**を目指しています。

【水防法により要配慮者利用施設の所有者又は管理者に求められる**義務化**の内容】

- 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する**計画を作成しなければならない。**
- **計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。**これを変更したときも、同様とする。
- 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための**訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。**
- 自衛水防組織を置いたときは、**自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。**

出典：e-GOV法令検索「水防法」https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000193

| 避難確保計画の作成 | 避難確保計画作成の報告 | 訓練の実施 | 訓練実施の報告 | 自衛水防組織に関する報告 |
|---|---|---|---|---|

※計画を作成しない場合には、市町村長から指示書が届き、それに従わない場合にはその旨が公表される可能性があります。

**参考　自衛水防組織について**

- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設には、**自衛水防組織の設置の努力義務**が課せられています（水防法第15 条の 3 第 6 項）。
- 自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、**施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うもの**です。
- 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の業務に関する事項の記載もあわせて必要となりますので、自衛水防組織の有無に合わせて、目次を作成してください。

出典：国土交通省「避難確保計画作成の手引き 解説編」
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebikisuibouhou

## 参考　要配慮者とは

### 要配慮者（災害対策基本法第 8 条第 2 項 15 号）

**高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者**（以下「**要配慮者**」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

災害時における要配慮者は、具体的には、次のようなものと考えられます。

（昭和62年版防災白書（国土庁）の「**災害弱者**」の定義）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、**災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々**、すなわち、次のような問題を抱えている人々のこと。

① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難である。
② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、又は困難である。
③ 危険を知らせる情報を受けることができない、又は困難である。
④ 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、又は困難である。

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ日常的には健常者であって も理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人などが挙げられます。

また、避難生活において特別の配慮（医療的配慮を要する人工透析受療者、人工呼吸器、酸素供給装置利用者など）の必要な人々も含むと考えられます。

### 要配慮者の特性と配慮を要する事項

要配慮者は、情報の取得、判断、避難などについて適切な行動がとりにくい個々の特性があります。その主な種別と特性と配慮を要する事項は次のとおりです。

※表は種別の一部を抜粋したのもです。詳しくは下記出展の資料をご確認ください。

| 種別 | 身体状況等の特性 | 配慮を要する事項 |
|---|---|---|
| 一人暮らし高齢者 | • 健康であっても加齢により行動機能が低下する。 | • 地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達、避難支援者の確保が必要である。 |
| ねたきり高齢者 | • 自力での行動が困難である。 | • 避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。<br>• 避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。 |
| 認知症高齢者 | • 自分で状況判断、避難が困難である。<br>• 自分の状況を伝えることが困難である。 | • 避難支援者が必要である。 |
| 視覚障害者 | • 視覚による情報収集、状況判断が困難である。<br>• 単独での迅速な避難行動が困難である。 | • 音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。<br>• 避難支援者が必要である。<br>• 避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。<br>• 盲導犬に関する配慮も必要である。 |

出展：愛知県「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」https://www.pref.aichi.jp/chiikifukushi/manual.pdf

## 1.2 水防法・土砂災害防止法改正の背景

平成28年台風10号により、岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生し、小本川沿川の要配慮者利用施設では、9名の死亡が確認されました。

### 施設管理者が避難行動に踏み切れなかった要因

- ５年前の台風の浸水被害実績から、**避難を開始する必要はないと判断**していた。
  **⇒施設の危険性（リスク）を理解・把握していない**
- 『避難準備情報』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、**施設管理者に理解されていなかった。**
  **⇒施設の危険性（リスク）を理解・把握していない**
- 急に水位が上昇したため、利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後**大量の水が一気に流れ込んできた。**
- 避難マニュアルがなかったため**具体な行動として何をすればよいかわからなかった。**
  **⇒いつ、どこへ、どうやって避難するか決まってない（あるいは無理がある）**
  **⇒必要な体制・準備ができていない**

出典：避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会（第１回）資料（内閣府）

### 要配慮者利用施設の避難の課題

- 避難確保計画がすべての事象（洪水、土砂災害、津波等）に対応できていない。
- 避難確保計画に定めた避難先（屋外）への避難が現実的に難しい。
- 避難誘導する職員が参集できなかった。
- 階段を使った上層階への避難に時間を要した。
- 高齢者等避難の発令頻度が高い。等

⇒

- ハザードマップ等により対象となる災害事象を確認する
- 避難のために必要な準備・時間や避難経路を検討する
- 基準とする防災情報を定め、各段階で各施設で必要な対応を検討する

といったことが重要

## 1.3 近年の水害について

近年、日本では非常に強い勢力の台風や局地的な集中豪雨により激甚な水害が頻発しています。令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、**台風や前線性豪雨により記録的な大雨が広範囲に渡り降り続き、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土砂災害が発生**しています。

令和元年台風19号では、広範囲に渡り雨が降り続け、川の堤防が壊れる決壊が多く発生しました。埼玉県川越市の特別養護老人ホームでは、近くを流れる川が氾濫し、平屋建ての棟が建物半分ほど浸水する被害が発生しました。この施設では、**過去の水害を教訓として避難マニュアルを作成しており、3階建ての別棟を増築するなどの対策**を行っていました。そのため、浸水時には職員総出で入居者の避難を行い、一時孤立状態となったものの、全員を救助されました。

土岐川・庄内川流域においても、東海豪雨（平成12年9月）では庄内川の越水、新川の破堤、内水氾濫により名古屋市周辺で19km$^2$が浸水しました。この水害によって約29,000人の住民が避難を強いられ、18,000戸を超える住家が被災しています。

出典：国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所「東海豪雨20年」

表　近年の水害

| 年月 | 災害名 | 被害の概要 |
|---|---|---|
| **平成24年7月** | **九州北部豪雨** | 福岡県、熊本県、大分県、佐賀県では激しい大雨により、遠賀川、花月川、合志川、白川、山国川、牛津川において、氾濫危険水位を上回り、浸水被害等が多数発生した。矢部川において、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量を上回る観測史上最大の流量となり、計画高水位を5時間以上超過し、基盤漏水によって堤防が決壊して広域にわたる浸水が発生した。 |
| **平成27年9月** | **平成27年9月関東・東北豪雨** | 台風第18号から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、記録的な大雨となり、栃木県日光市五十里観測所で、観測開始以来最多の24時間雨量551mmを記録するなど、各観測所で観測史上最多雨量を記録した。<br>常総市で、鬼怒川の堤防が約200m決壊。決壊に伴う氾濫により常総市の約1/3の面積に相当する約40km$^2$が浸水し、決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が流出するなどの被害が発生した。 |
| **平成29年7月** | **九州北部豪雨、梅雨前線** | 福岡県筑後地方北部で積乱雲が次々と発生し、線状降水帯が形成され、福岡県筑後地方、筑豊筑及び大分県のほぼ全域に大雨特別警報が発表された。桂川、彦山川、大肥川、花月川が氾濫した。土砂崩れ等による大量の流木が流れ、破壊力が増し家屋に大きな被害が生じた。<br>秋田県でも梅雨前線により2日間の降水量が300mmを越える大雨のとなり、雄物川では氾濫危険水位を越え、秋田市の椿川観測所では観測史上最高水位を観測、無堤部から溢水し浸水被害が発生した。 |
| **平成30年7月** | **平成30年7月豪雨** | 梅雨前線が日本付近に停滞し、また台風7号の北上により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状況が続いた。このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総雨量が、7月の月降水量平年値の4倍となる大雨になったところがある。<br>西日本を中心に広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生、死者220名、行方不明者9名、家屋全半壊等9,786棟、家屋浸水36,038棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。 |
| **令和元年10月** | **令和元年東日本台風** | 台風の接近により、関東甲信地方、静岡県、新潟県、東北地方など各地で降水量が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。これらの地域では台風が上陸する前から活発な雨雲が断続的に生じ、広範囲で強い雨が降り続けた。豪雨により、川の堤防が壊れる決壊が、71河川139箇所で発生した。また、川の水が堤防を越える越水による氾濫や、土石流やがけ崩れなどによる土砂災害により、86人が死亡、8人が行方不明となっている。また、住宅の浸水被害は4万5,000棟を超える。 |
| **令和2年7月** | **令和2年7月豪雨** | 日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生した。7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000㎜を超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方、及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。この大雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生した。 |

出典：国土交通省 気象庁「災害をもたらした気象事例」
https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/report/index_1989.html

# 2. 自動作成ツールによる避難確保計画・タイムライン作成の手引き

『避難確保計画・避難行動タイムライン自動作成ツール（エクセルファイル）』の「入力シート」への入力方法、検討方法を解説します。

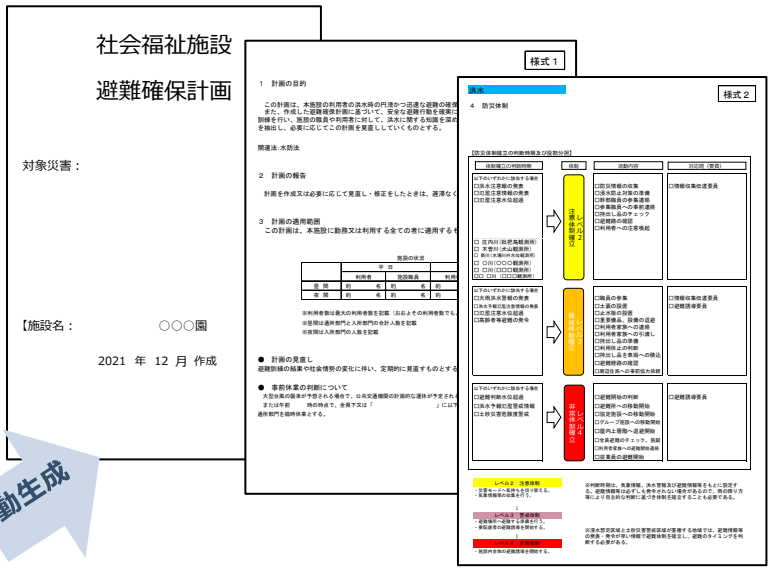


※避難確保計画の作成には、国土交通省が作成した「計画作成のひな型」を使用します。
参考：国土交通省ウェブサイト
「要配慮者利用施設の浸水対策」）

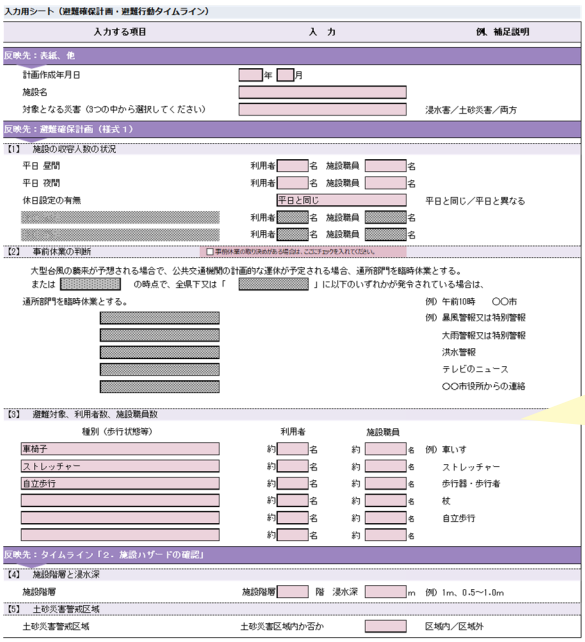


入力シート

「入力シート」に必要事項を記入することで、避難確保計画と避難行動タイムラインが自動で生成されます。

自動生成

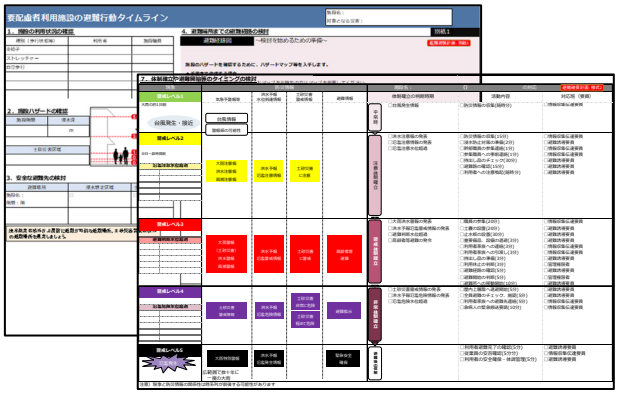


避難行動タイムライン

## 2.1 避難確保計画・避難行動タイムライン自動作成ツールの使い方

自動作成ツールを開くと以下のようなメッセージがでてきますので、**「コンテンツの有効化」**をクリックしてください。
「入力シート」を開いてください。
ピンク色の欄に情報を記入していきます。記入欄の右側には例や補足説明が記載されているので、こちらも参考にしてください。

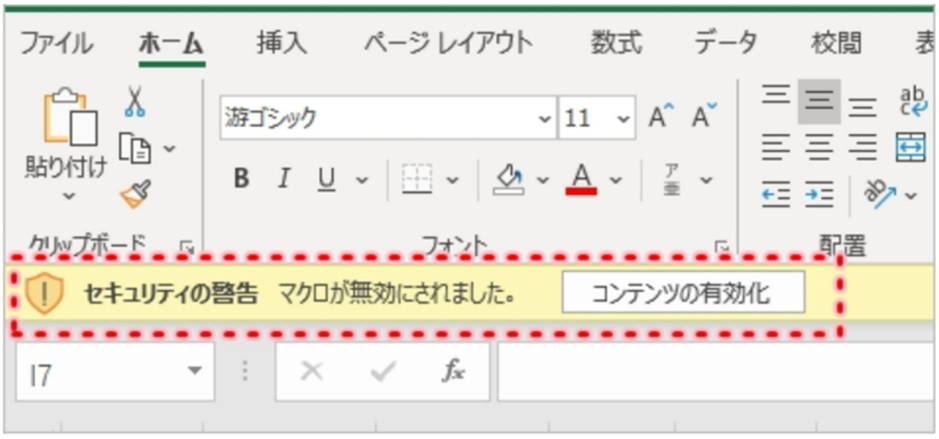


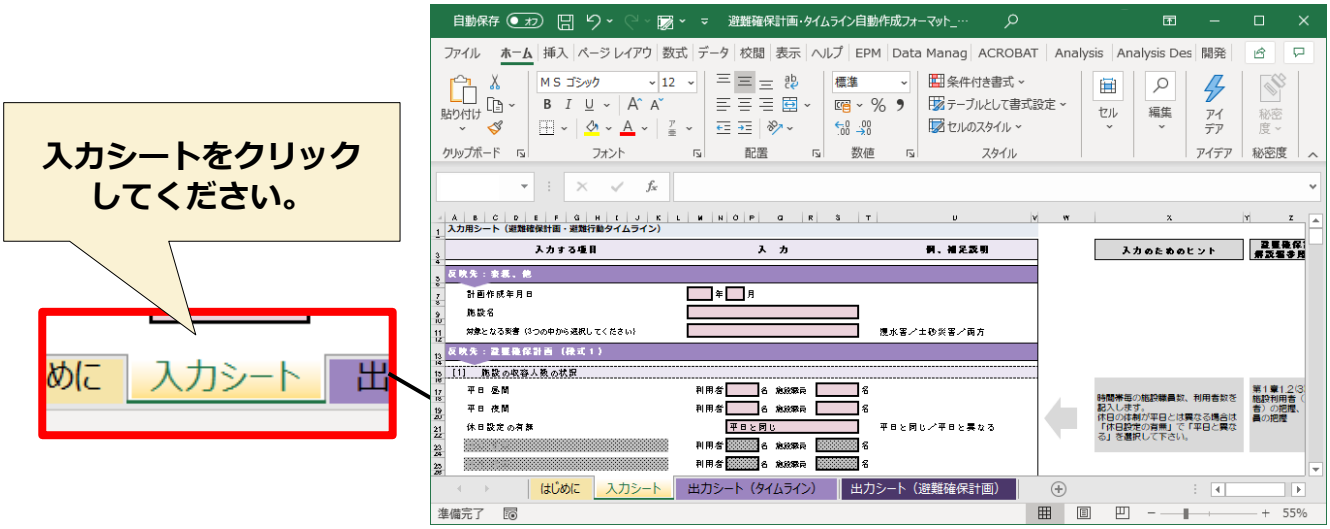


| 入力する項目 | 入　力 | 例、補足説明 |
|---|---|---|
| **反映先：表紙、他** | | |
| 計画作成年月日 | 2021 年 12 月 | |
| 施設名 | ○○○園 | |
| 対象となる災害（3つの中から選択してください） | 浸水害 | 浸水害／土砂災害／両方 |

**ピンク色の欄に情報を記入していきます。**

## 2.2 入力方法・検討方法

### 表紙

**計画作成年月、施設名を入力してください。**

| 入力する項目 | 入　力 | 例、補足説明 |
|---|---|---|
| 反映先：表紙、他 | | |
| 計画作成年月日 | 2021 年 12 月 | |
| 施設名 | ○○○園 | |
| 対象となる災害（3つの中から選択してください） | 浸水害 | 浸水害／土砂災害／両方 |

**クリックすると選択肢が表示されます。**
**該当するものをクリックしてください。**

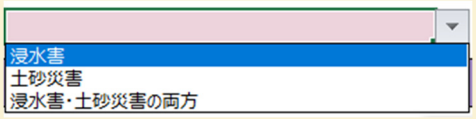


**【ポイント】**

- 対象となる災害は市町村の地域防災計画等で確認できます。
- 「○○市（市町村名）　要配慮者利用施設」でネット検索すると一覧表が見つかることもあります。
- わからない場合は市町村に確認してください。

### 【1】施設の収容人数の状況

**時間帯毎の施設職員数、利用者数（最大人数）を記入してください。**

| 【1】　施設の収容人数の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 平日　昼間 | 利用者 | 20 名 | 施設職員 | 10 名 | |
| 平日　夜間 | 利用者 | 10 名 | 施設職員 | 3 名 | |
| 休日設定の有無 | | 平日と異なる | | | 平日と同じ／平日と異なる |
| 休日　昼間 | 利用者 | 10 名 | 施設職員 | 5 名 | |
| 休日　夜間 | 利用者 | 10 名 | 施設職員 | | |

**休日の体制が平日とは異なる場合は**
**「休日設定の有無」で「平日と異なる」**
**を選択して下さい。**

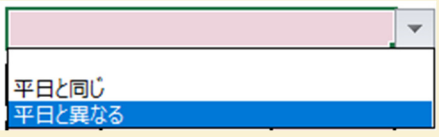


**【ポイント】**

- 豪雨時に施設利用者を安全に避難させるためには、**必要な職員数を事前に把握し、施設職員を確保**する必要があります。
- 特に**夜間や休日**など勤務職員の人数が少ない場合は、施設利用者の避難支援対応が難しいため、**施設周辺に住んでいる職員の参集や臨時従業員等の応援体制**を事前に検討しておく必要があります。

■ 記入事例（保育園）

- 宿泊を伴う保育の場合は「夜間」の人数としてカウント。延長保育は夜間ではなく昼間扱いとする

## 【2】事前休業の判断

**事前休業の取り決めがある場合はクリックしてチェックを入れてください。**
**情報を入力できるようになります。**

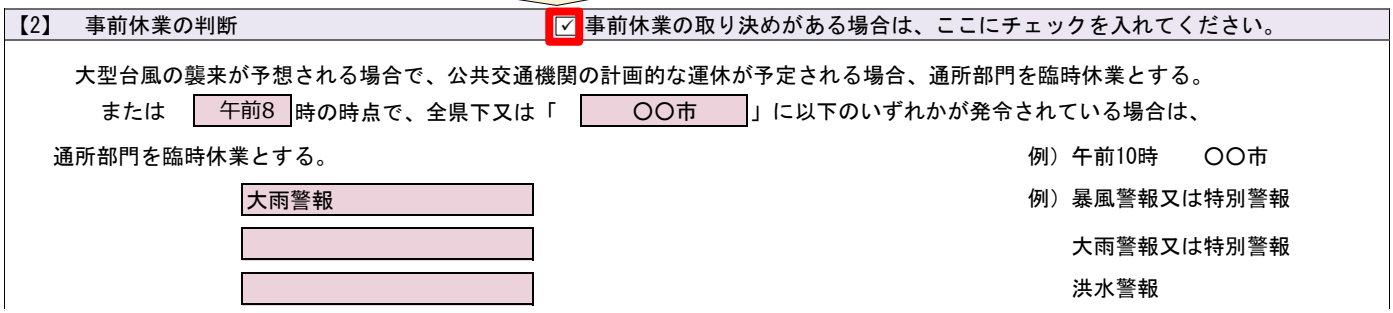


**【ポイント】**

- 大型台風の襲来が予想され**公共交通機関の計画運休**が予定されている場合や、**暴風、大雨、洪水警報等の気象警報等**が発表された場合、通所・通院部門を事前休業とすることが考えられます。
- 施設の営業時間、利用者の特性等に応じて記載してください。

■ 記入事例
- 状況に応じて判断するため、「大雨警報（道路冠水状況による）」というように記入。

## 【3】避難対象、利用者数、施設職員数

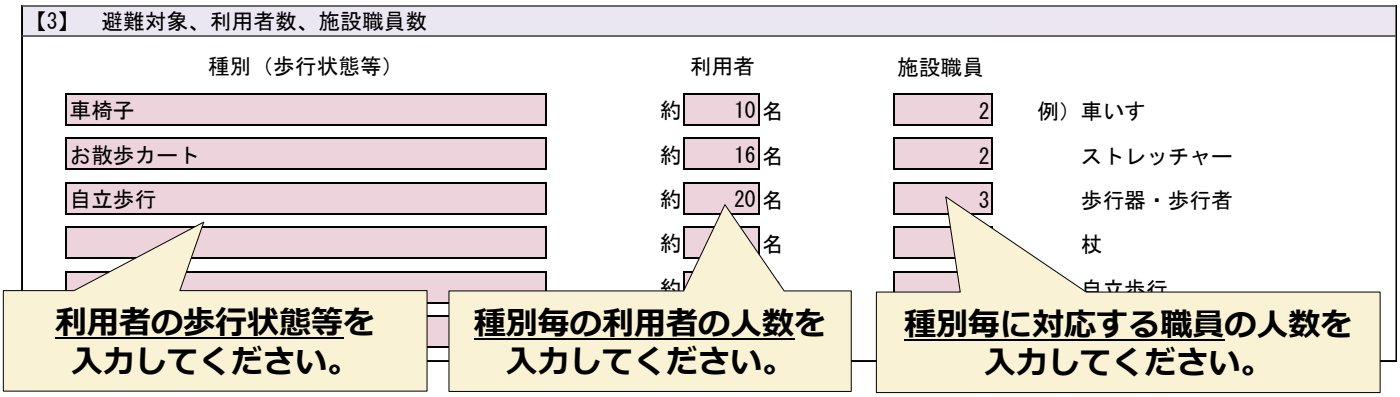


**【ポイント】**

- 避難を検討するための前提条件として、施設の利用状況を確認します。
- **利用者の状態によって、移動手段や介助者の人数等が変わる**ため、徒歩で避難が可能な利用者の人数、徒歩での避難が困難な利用者の人数（車椅子のまま避難が必要な方、ストレッチャーのまま避難が必要な方等）の種別に分けて、**利用者の最大人数、対応する職員の人数**を記載します。

■ **高齢者福祉施設**の記入事例
- ストレッチャーは施設にある**リフトカーでしか搬送できない**ため、他利用者と種別を分けて人数をカウント。

■ **保育園**での記入事例
- 年齢により歩く速度が違うため自立歩行を２歳児まで、3歳児以上等に分けて人数をカウント。

## 【4】施設階層・【5】土砂災害区域

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【4】 施設階層と浸水深 | | | |
| 施設階層 | 施設階層 2 階 浸水深 0.5～1.0 m 例）1m、0.5～1.0m | | |
| 【5】 土砂災害警戒区域 | | | |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害区域内か否か | 区域外 | 区域内／区域外 |

**施設内の最も高い建物の階層と想定される最大浸水深を記入**

**土砂災害警戒区域内・外を選択**

**【ポイント】**

- 浸水深や土砂災害警戒区域は市町村の**洪水ハザードマップ**などにより確認してください。
- 不明点は市町村に確認してください。
- 施設周辺のリスクは、土岐川・庄内川（国管理区間）だけでなく、**県管理河川の水害リスクも併せて確認**する必要があります。

### 参考 ハザードマップポータル

国土交通省では、市町村が作成する**ハザードマップの収集**や、**災害リスク情報を地図に重ねて表示**できる「ハザードマップポータルサイト」を構築しています。

**「国土交通省ハザードマップポータル」を検索する。**

ハザードマップポータル 検索

ハザードマップポータルサイト
https://disaportal.gsi.go.jp/

災害リスク情報などを地図に重ねて表示できます。

地域のハザードマップを入手できます。

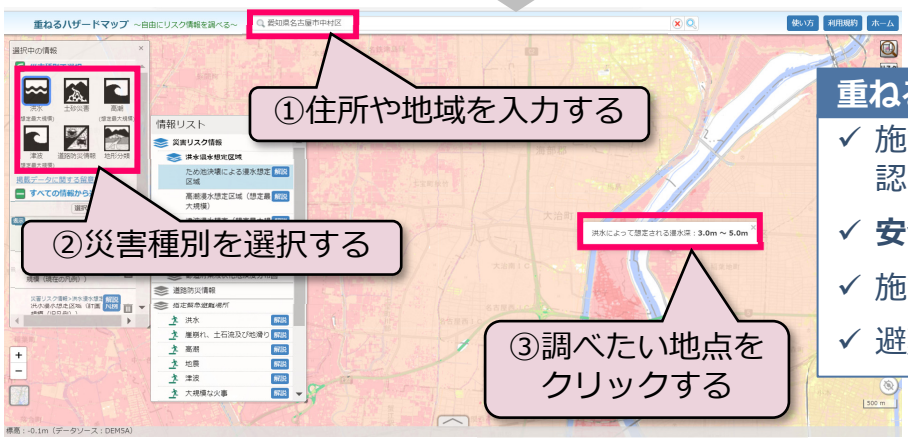


**重ねるハザードマップでできること**

- ✓ 施設周辺で**想定される浸水深**を確認する
- ✓ **安全な避難場所**を設定する
- ✓ 施設周辺の**避難経路図**を作成する
- ✓ 避難場所までの**距離を測定**する

## 参考　ハザードマップの見方

洪水等のハザードマップでは、想定される浸水範囲内の浸水深が段階ごとに色別で示されています。よって、ハザードマップ上で施設周辺や避難先の想定される浸水深を確認することができます。

避難先が浸水想定区域内にある場合は、想定される浸水深さよりも高い位置に避難場所を設定する必要があります。

ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があるため、各ハザードマップの説明文などをよく読んで確認してください。

※建物の高さはあくまで目安です。実際の建物の高さと浸水深を比較し、浸水しない階層があるか等を確認してください。

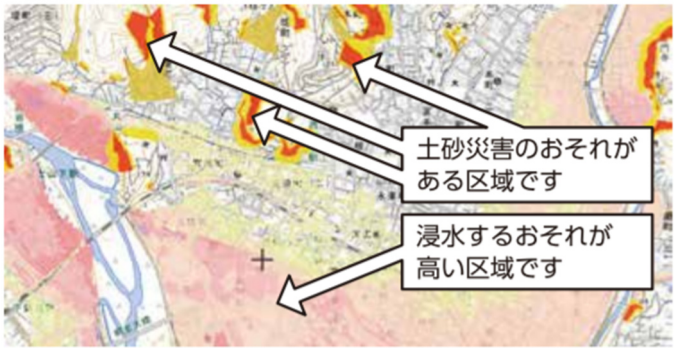


※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

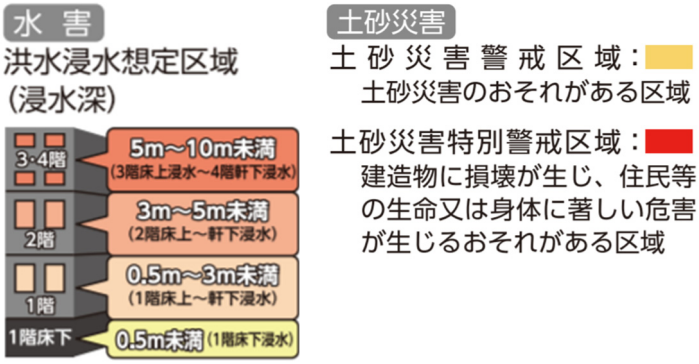


出典：内閣府「避難行動判定フロー、避難情報のポイント」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf

## 【6～】対象河川

**計画の対象とする河川名と参照する水位観測所を記入してください。**

| | | |
|---|---|---|
| 【6】　対象河川① | | |
| 浸水想定区域を持つ河川名 | 庄内川 | 例）庄内川 |
| 参照する水位観測所 | ○○ | 例）枇杷島 |
| 【7】　対象河川②（ある場合） | | |
| 浸水想定区域を持つ河川名 | ○○川 | 例）木曽川 |
| 参照する水位観測所 | ○○ | 例）犬山 |
| 【8】　対象河川③（ある場合） | | |
| 浸水想定区域を持つ河川名 | ○○川 | 例）新川 |
| 参照する水位観測所 | ○○ | 例）水場川外水位 |

### 【ポイント】

- 市町村の地域防災計画や洪水ハザードマップなどにより、ご自身の市町村に影響を及ぼす河川を確認してください。
- また、その河川にある基準水位観測所のうち、最寄りまたは上流側の基準観測所を参照先としてください。
- 1つの河川について、複数の観測所を参照する場合は、同じ欄に観測所名を並記してください。
- 次のページの情報も参考にし、不明点は市町村に確認してください。

## 参考　川の防災情報

「川の防災情報」で市町村内の水位観測所の位置を確認できます。詳しくは17ページを参照してください。

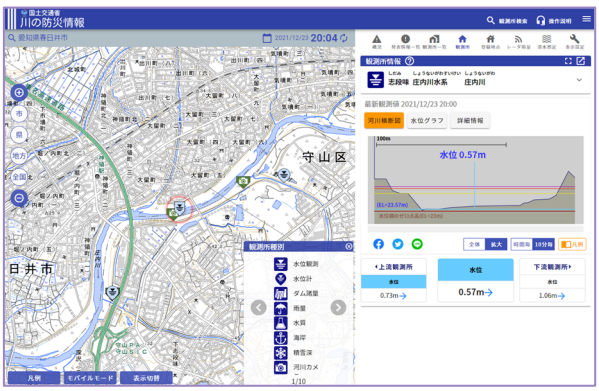


出典：川の防災情報　https://www.river.go.jp/index

## 参考　対象河川と水位観測所

河川管理者は、河川の水位が上昇した際には、関係する市町村、つまり、河川の水が溢れたり堤防が崩れて浸水が生じた場合に水が到達する恐れのある市町にその旨を通達します。

通達先の市町村は河川ごとにあらかじめ決められています。その内容を以下に示します。

国管理河川と県管理河川の両方について、ご自身の市町村がどの河川に該当するかを確認して、対象河川・参照先基準観測所の記入の際の参考としてください。

### ■ 国管理河川

別表　洪水情報の配信先一覧（平成30年5月1日時点）

| 水系名 | 河川名 | 基準観測所名（位置） | 配信先 |
|---|---|---|---|
| 庄内川 | 庄内川 | 枇杷島（愛知県清須市） | 愛知県　名古屋市東区、北区、西区、中村区、中区、熱田区、中川区、港区、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市 |
| 庄内川 | 庄内川 | 志段味（愛知県名古屋市） | 愛知県　名古屋市北区、西区、守山区、瀬戸市、小牧市、春日井市、豊山町、清須市、北名古屋市、あま市 |
| 庄内川 | 土岐川 | 多治見（岐阜県多治見市） | 岐阜県　多治見市 |
| 庄内川 | 土岐川 | 土岐（岐阜県土岐市） | 岐阜県　土岐市、多治見市 |
| 庄内川 | 矢田川 | 瀬古（愛知県名古屋市） | 愛知県　名古屋市東区、北区、西区、中村区、中区、熱田区、中川区、港区、守山区、千種区 |

出典：庄内川河川事務所「洪水情報の配信先一覧」https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/about/push_live/index.html

### ■ 岐阜県管理河川

| 河川名 | 観測所名 | 市町村 |
|---|---|---|
| 土岐川 | 釜戸 | 瑞浪市 |
| | 瑞浪 | 瑞浪市、土岐市、恵那市 |
| 阿木川 | 大門 | 恵那市 |

出典：岐阜県「水防計画」第5節岐阜県知事が発表する水位到達情報
https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/268513.pdf

### ■ 愛知県管理河川

| 河川名 | 市町村 |
|---|---|
| 新川 | 名古屋市、稲沢市、 清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町 |
| 天白川 | 名古屋市、東海市 |
| 日光川 | 名古屋市、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 |
| 八田川 | 名古屋市、春日井市、北名古屋市、豊山町 |
| 矢田川（県管理区間） | 名古屋市、瀬戸市、尾張旭市 |
| 香流川 | 名古屋市、長久手市 |
| 内津川 | 名古屋市、春日井市 |
| 扇川 | 名古屋市、東海市 |
| 山崎川 | 名古屋市 |
| 大山川 | 名古屋市、小牧市、北名古屋市、豊山町 |
| 五条川 | 名古屋市、一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町 |
| 五条川（上流） | 名古屋市、一宮市、小牧市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市 |
| 青木川 | 一宮市、稲沢市、岩倉市、清須市 |
| 領内川 | 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町 |
| 蟹江川 | 名古屋市、津島市、愛西市、あま市、蟹江町 |
| 福田川 | 名古屋市、稲沢市、清須市、あま市、大治町、蟹江町 |

出典：愛知県「水防計画」第8章第五節 洪水予報伝達系統、第9章第四節 水位情報伝達系統
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000066622.html

## 【11】情報の入手

【11】　情報の入手

| 収集する情報 | 情報の例示 | 収集方法 | |
|---|---|---|---|
| 洪水予報等 | 気象警報、津波情報 | 気象庁ウェブサイト（http://www.jma.go.jp/jp/warn/）、テレビ（データ放送） | 例）テレビ、ラジオ |
| | 洪水予報、水位到達情報 | 川の防災情報（https://www.river.go.jp/index） | 例）インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| | 土砂災害警戒情報 | 気象庁ウェブサイト（http://www.jma.go.jp/jp/warn/） | 例）ラジオ（AMOOO） |
| | 高齢者等避難、避難指示 | 市町村ウェブサイト（●●）、緊急速報メール | 例）防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール |
| その他 | 施設周辺の浸水状況 | 施設職員による目視 | 例）施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施） |
| | 排水施設の稼働状況 | 市町村への問い合わせ | 例）市町村からのＦＡＸ（事前に調整） |
| | 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | — | 例）施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施） |

**【ポイント】**

- いざという時に効率的に漏れのないように情報収集できるよう、収集する情報と具体な収集方法を決めておきましょう。
- 洪水水予報等は、所在する市町村から伝達されます。市町村の洪水ハザードマップや防災マップなどに情報の伝達方法がまとめられていることがありますので、確認してみましょう。また、市町村のウェブサイトの防災に関するページなどで、市町村がどのように情報を発信しているのか確認しましょう。
- 事前登録が必要な場合もあるため、複数の職員で登録しておきましょう。

### 事例　市町村で行っている情報提供

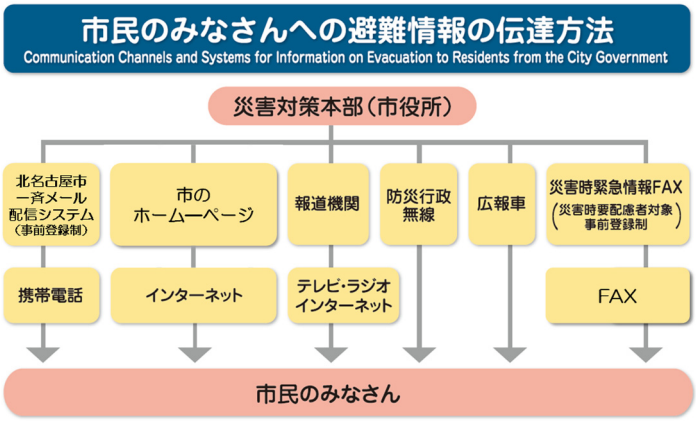


←北名古屋市ハザードマップに掲載されている避難情報の伝達方法（内容一部更新）

出典：北名古屋市「洪水ハザードマップ」を一部加工
https://www.city.kitanagoya.lg.jp/other/2900104.php

春日井市洪水ハザードマップに掲載されている避難情報の伝達方法→

出典：春日井市「春日井市洪水ハザードマップ」
https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/machi/haisui/hazardmap/index.html

## 事例　データ放送（TV）

パソコンなどが使えない人はテレビのデータ放送でも避難情報や河川情報を入手できます。

**●NHKによる防災情報提供画面の確認**

出典：国土交通省「地上デジタル放送による河川情報の提供について」
https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/tidegi/pdf/01_setsumei-shiryou.pdf

## 事例　気象情報（気象庁ウェブサイト）

「警報級の現象が予想される期間」等を視覚的に把握しやすい形で提供しています。今後の危険度の高まりを即座に把握できます。

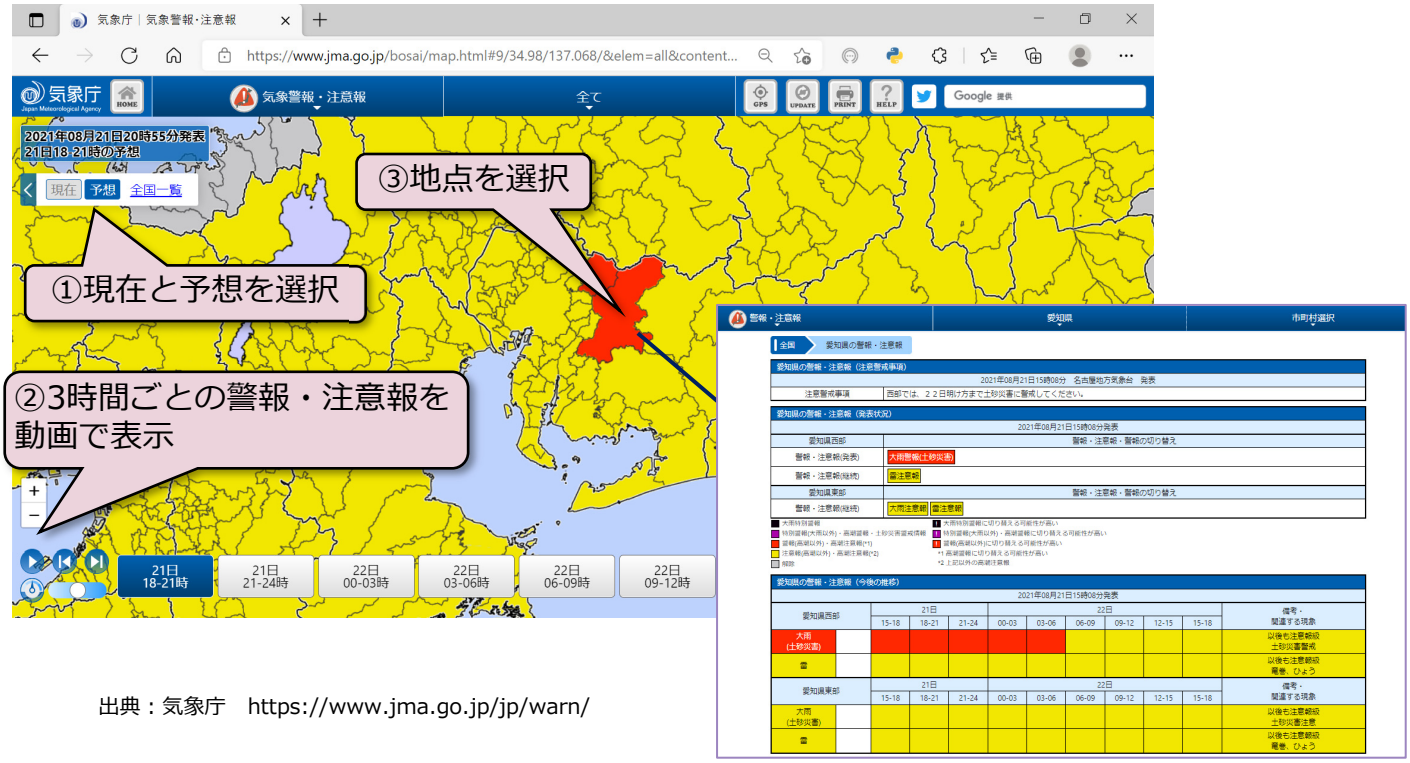


出典：気象庁　https://www.jma.go.jp/jp/warn/

## 事例　川の防災情報

河川水位や雨量の観測情報、市町村等から発表されている防災情報などを確認することができます。

■1. 全国の洪水の危険度
現在の発表情報です。発令されているレベルごとに都道府県を表示します。
都道府県をクリックすることで対応する都道府県の発表情報に移動します。
■2. 情報の探し方を選ぶ
キーワードによる観測所検索、登録地点情報の確認、地図上での情報確認、市町村ごとの情報確認、マルチモニタでの情報確認ができます。

■1. 情報の種類から探す
行政からの発表、河川の状況、氾濫時の浸水範囲、雨量、積雪、潮位、過去の観測情報、川の防災情報で提供している情報を目的別で探すことができます。クリックすることで各情報を表示します。

### ●市町村ごとの情報の調べ方

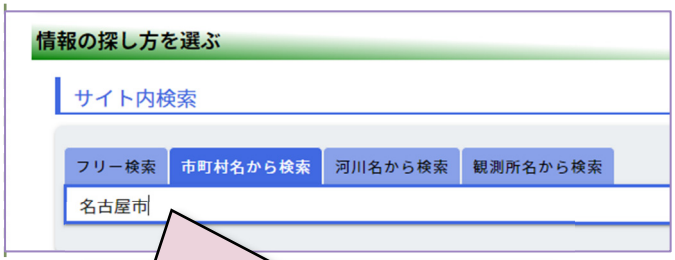


①市町村名を入力して「検索」

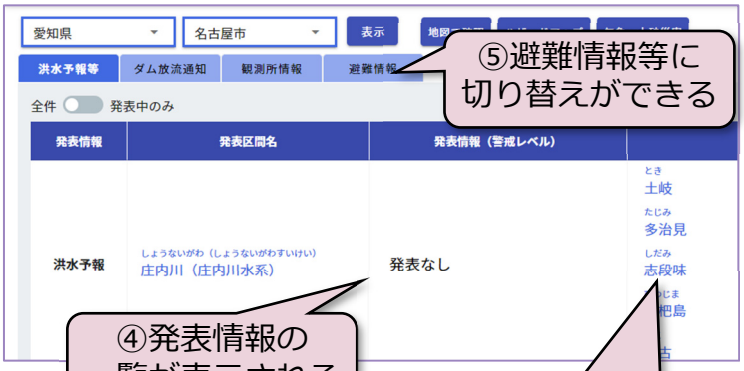


⑤避難情報等に切り替えができる

④発表情報の一覧が表示される

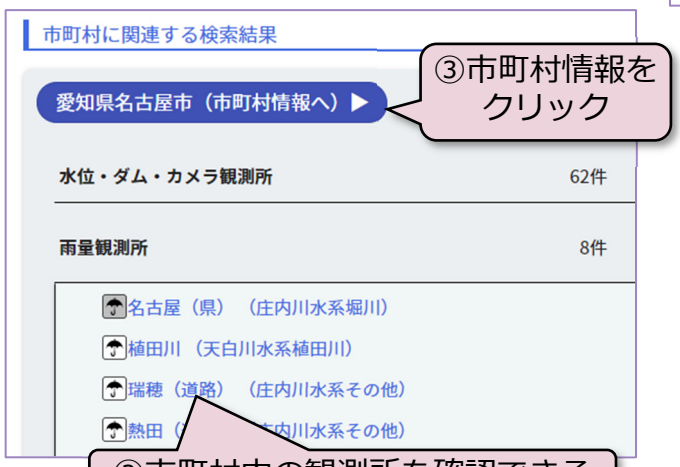


③市町村情報をクリック

②市町村内の観測所を確認できる

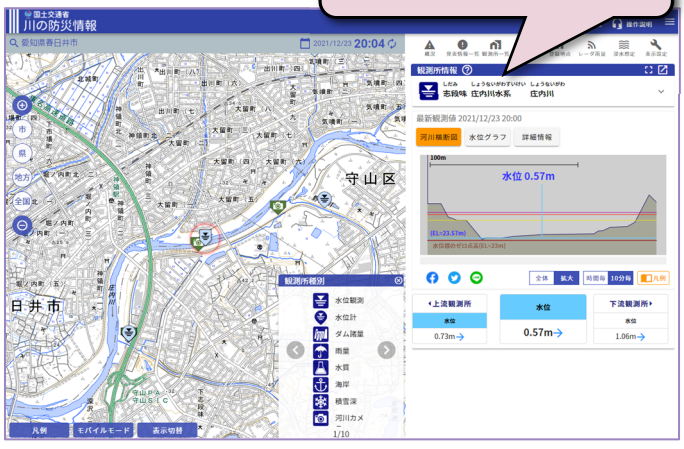


⑥観測所を選択すると観測水位を確認できる

出典：川の防災情報　https://www.river.go.jp/index

## 避難場所

- 最適な避難場所について**関係者で話し合いの上設定**します。
- ハザードマップ等を用いて、施設から避難場所までの距離や、避難場所の浸水・土砂災害の危険性を踏まえ、避難先を検討しましょう。
- 避難場所の候補施設は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。
- 以下の3パターンについて検討し、避難場所を設定します。

① **浸水想定区域・土砂災害警戒区域等外に位置する系列施設及び同種類似施設等への立ち退き避難（水平避難）**

② **最寄りの市町村が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所への立ち退き避難（水平避難）**

③ **施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）**

**【ポイント】**

- 立ち退き避難（水平避難）は、**浸水の到達時間、避難を完了するまでに要する時間等**を考慮して設定します。例えば、洪水予報等や高齢者等避難の発令を判断時期にして、当該要配慮者利用施設から避難可能である施設を設定します。台風・大雨時の立ち退き避難（水平避難）は、強風による**飛来物及び道路・アンダーパス等の冠水、側溝やマンホールへの落下**等の危険に留意する必要があります。
- 屋内安全確保（垂直避難）は、**浸水の到達時間、避難を完了するまでに要する時間、さらに、想定される浸水の深さ（想定浸水深）**を考慮して避難する階を設定します。
- 立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合には、**緊急的に、近隣の安全な場所に避難する**ことが考えられます。

### 参考　浸水継続時間に関する情報について

自宅や避難所等で水没は回避できたとしても、孤立化のおそれがあります。一般的に、災害発生時には発生から72時間（3日）が経過すると生存率が著しく低下するといわれています。

このことから、浸水継続時間72時間以上のエリアを孤立化の恐れが高い地域とされています。（浸水継続時間は、洪水浸水想定区域図作成マニュアルに準拠し、浸水深が50cm以上を継続する時間を表示しています。）

浸水継続時間は「重ねるハザードマップ」などで確認できます。

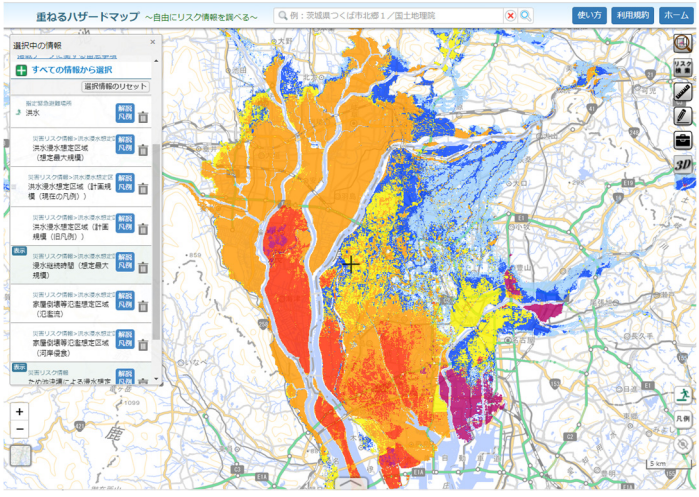


出典：重ねるハザードマップ
https://disaportal.gsi.go.jp/maps/?ll=35.25347,136.719704&z=11&base=pale&vs=c1j0l0u0t0h0z0

## 参考　家屋倒壊等氾濫想定区域について

想定最大規模の浸水想定区域図では、**浸水範囲や浸水深の他に家屋倒壊等氾濫想定区域**をあわせて公表しています。家屋倒壊等氾濫想定区域は、**氾濫流・河岸侵食**があります。**家屋倒壊等氾濫想定区域では、特に早期に立ち退き避難する必要**があります。

**「家屋倒壊等氾濫想定区域」**とは：
川沿いの地域等において、**氾濫した場合に家屋が倒壊するような激しい氾濫流や河岸侵食による家屋倒壊等が発生するおそれが高い区域**です。 この区域では、洪水時には避難指示等に従って**安全な場所に確実に立ち退き避難を行う**必要があります。

| 家屋倒壊等氾濫想定区域 | |
|---|---|
| **氾濫流** | **河岸侵食** |
| 河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、**木造**家屋の倒壊のおそれがある区域 | 洪水時の河岸侵食により、**木造・非木造**の家屋倒壊・流失のおそれがある区域 |
| | |

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

### 避難経路の検討

安全な避難場所が設定できたら、避難場所までの経路、避難するための対応事項について検討します。避難経路図の作成にあたっては、**どこが危険で、どこを通って、どこに避難**すればよいかがわかるようにしましょう。また、屋内安全確保を行う場合は、1階から上層階への避難経路を検討しましょう。

**避難経路図作成の手順**

① 洪水ハザードマップ等を用意する。
（以下「マップ」という）
① マップ上の施設をさがす（●をつける）。
② 施設周辺のリスクを確認する。
③ 安全な避難場所をさがす。
④ 避難場所までの避難経路に色を塗る。
⑤ 避難場所までの所要時間を想定する。

- **内水氾濫による浸水想定区域**や過去に**浸水実績のある箇所**などといった浸水しやすい場所などをできるだけ通らない、安全な避難ルートを選びましょう。
- 経路や距離、移動にかかる時間の検討・確認にはマップアプリなども活用しましょう。

## 参考　自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について

自動車は、エンジンやモーターで駆動し、電気装置により制御されているため、**水深が車両の床面を超えて車内へ浸水**すると、様々な不具合が発生するおそれがあり、**最悪の場合、エンジンやモーターが停止して移動できなくなります**。また、水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。

自動車は、水深が深い場所を走行できるように設計されていません。このため、**大雨等の際には、早めの避難を心掛ける**ことはもちろん、**冠水した道路に安易に進入しない**こと、冠水路で自動車が動かなくなった場合には**早めに脱出する**ことが重要です。

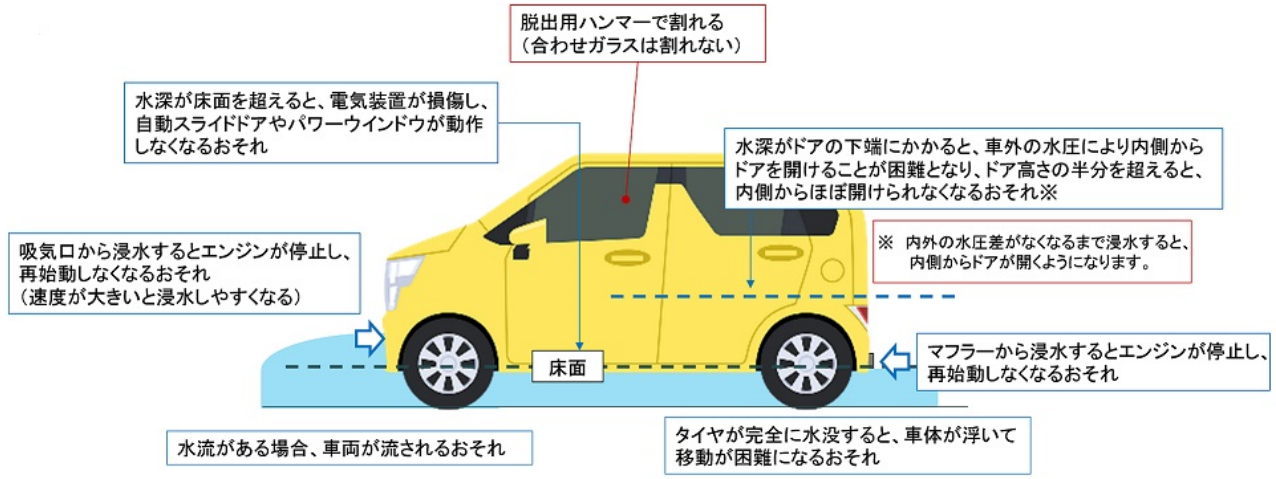


※浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。
特に、車高が低い車両では影響を受けやすいため、注意が必要です。

出典：国土交通省自動車局　https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety033.html

## 参考　浸水しやすい箇所の調べ方

洪水ハザードマップ以外にも、市町村で内水（雨水出水）ハザードマップや雨水浸水想定区域図、浸水実績図等の水害マップが作成されている場合があります。市町村のウェブサイトで調べるか、市町村に確認しましょう。

### ●内水（雨水出水）によるハザードマップ・浸水想定区域図

**排水路や下水道などの排水が追い付かない**ほどの雨が降り、地上に雨水がたまったままになってしまったり、マンホールなどから水が溢れたりすることを内水氾濫といいます。

### ●浸水実績図

愛知県では過去の水害時の**浸水実績**を「マップあいち」にて公表しています。（マップあいちの詳細は26ページを参照）

岐阜県も同様にウェブサイトにて「過去の主な浸水実績」を公表していますが、土岐川周辺の浸水実績は含まれていません。（https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17662.html）

### ●道路冠水想定箇所マップ

道路や鉄道などと立体的に交差している道路で、前後に比べて**道路の高さが局部的に低くなっている区間（アンダーパス部など）**は、地形的に特に**雨水が集中しやすくなっています**。「道路冠水想定箇所マップ」は、局地的な大雨により冠水する可能性がある箇所をマップにしたものです。

愛知県では「マップあいち」やウェブサイトで公表しています。（マップあいちの詳細は26ページを参照、ウェブサイトURL　https://www.pref.aichi.jp/douroiji/kansuimap/aichi_ken.html）

岐阜県では「道の情報」（https://douro.pref.gifu.lg.jp/）ページで、雨量による通行規制の実施状況や実施予定を確認することができます。

## 参考　重ねるハザードマップの作図機能

　重ねるハザードマップでは、パソコンの画面上で避難場所を指定し、施設からの避難経路を検討することができます。また、実際に経路を色付けすることができ、避難場所までの距離も測定されます。

　重ねるハザードマップで作成した図面は画像ファイルとして保存や印刷することができるため、避難確保計画の別紙-1や避難行動タイムラインに貼り付けることができます。

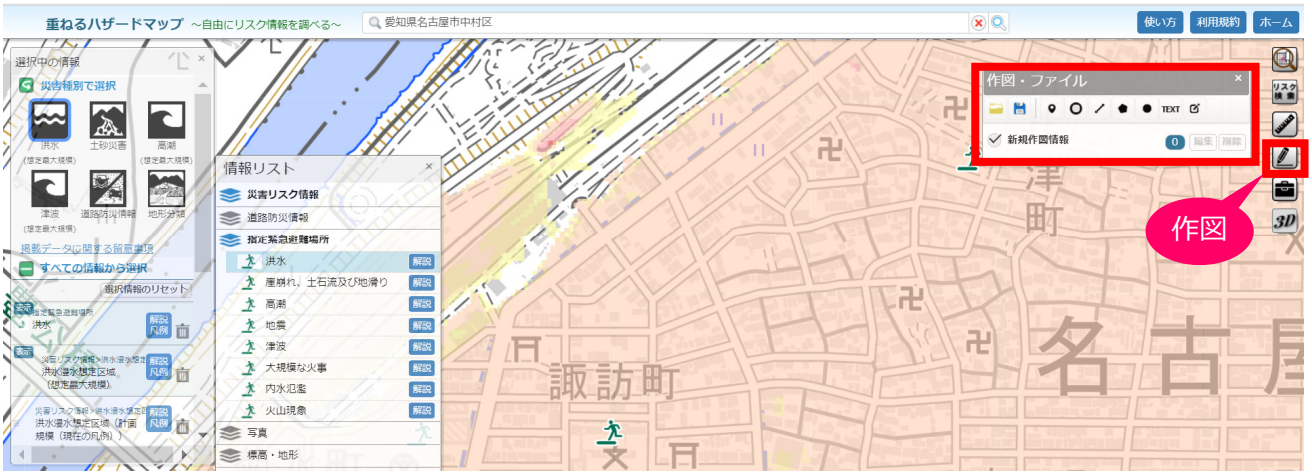


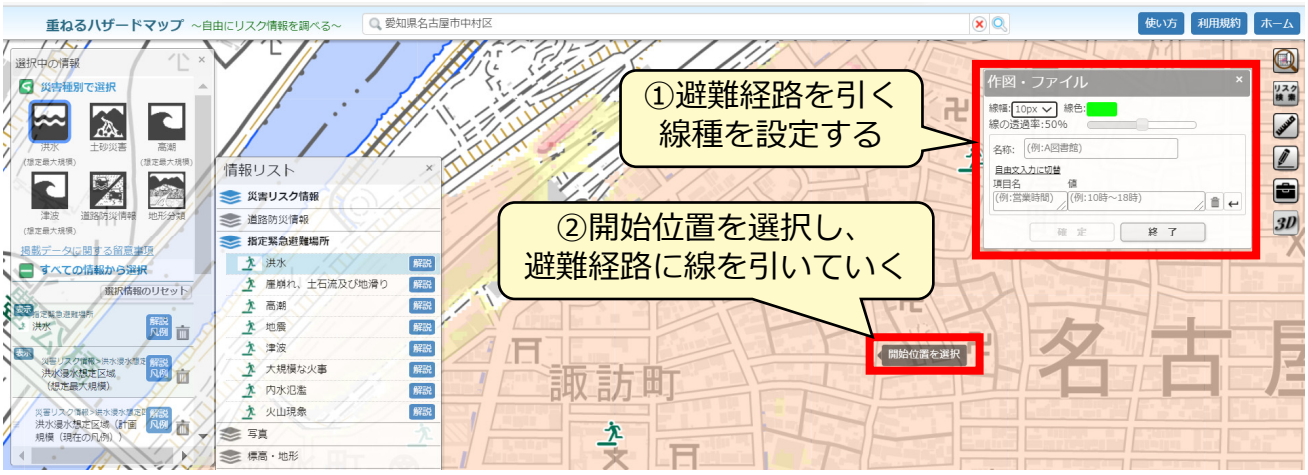

出典：重ねるハザードマップ　https://disaportal.gsi.go.jp/maps/index.html

## 【13】立退き避難（水平避難）の場合の避難場所１（浸水想定区域外の関連施設）

| 【13】 立退き避難（水平避難）の場合の避難場所１（浸水想定区域外の関連施設） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 避難場所名 | | | | 例）○○小学校 |
| 避難場所の住所 | | | | 例）○○市△町○-○ |
| 避難場所の避難先階 | | 階 | | |
| 避難場所までの移動距離、時間 | | m | | |
| 避難場所までの移動手段① | 徒歩の場合 | 所要時間 | 分 | |
| 避難場所までの移動手段② | 車両の場合 | 所要台数 | 台 | |
| 浸水想定区域および浸水深 | | 浸水深 | m | 区域内の場合、浸水深mを記載 |
| 土砂災害区域内か否か | | | | 区域外がのぞましい |

**【ポイント】**

- 要配慮者利用施設の**利用者の特性**を踏まえて、**系列施設及び同種類似施設※**を避難場所として検討します。

  ※例えば、経営母体が同じ系列施設や、協定等により協力関係を結んだ類似施設など

- 系列施設や同種類似施設への避難は、**避難を開始してから浸水想定区域外の系列施設や同種類似施設に到達できる時間がある場合に設定することができます**。
- 要配慮者には特別な設備や配慮が必要になることもあることから、系列施設や同種類似施設が適しています。
- 例えば、保育園であれば、他の保育園に逃げたほうが子ども用のトイレなどの設備が揃っています。また、避難先も保育園であるため、子ども達の受け入れ体制がスムーズに整えられる可能性があります。

### 事例　関連施設への避難の例

- グループホーム メディフル藤田（岡山県岡山市）は、洪水浸水想定区域内（想定浸水深 1.0～2.0m）に位置する平屋建ての施設で３ユニット 27 名の高齢者が利用しています。
- 同施設は非常災害計画において、**洪水時の避難場所を運営母体の医療法人よつば会 ながい内科クリニックとしています**。
- 平成 30 年７月豪雨の際には、非常災害計画に従って利用者 27 名全員と施設職員が立ち退き避難（水平避難）しました。

岡山市洪水ハザードマップ（藤田地区）　岡山市洪水ハザードマップ（南区）　避難の流れ

メディフル藤田から、ながい内科クリニックの2階へ、利用者27名と職員が避難　独自に作成した配車表　メディフル藤田とクリニックの位置関係

・雨が降り続くことが予想されたため、7月6日の朝にクリニックへ避難を開始。**配車表を活用**するなど迅速な避難誘導を行ったことで、**7月6日の昼までに利用者27名全員の避難が完了**した。（大雨特別警報発表は7月6日の夜）

出典：国土交通省「避難確保計画作成の手引き 解説編」
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebikisuibouhou

## 事例　災害発生等により医療措置が継続できなくなった場合の対処方法

特に医療施設や高齢者介護施設では、施設や医療機器の被災により医療措置ができなくなる場合があります。その場合に受け入れ可能な医療施設（災害拠点病院や近隣市町村の医療施設等）をあらかじめ決めておく必要があります。また、搬送ルートや手段などもあらかじめ検討しておくことが重要です。

**【鷺沼産婦人科医院（神奈川県川崎市）】**

### 【医療措置が継続できなくなり、他の医療機関への患者の搬送が必要となった場合の留意事項】

- ✓ 入院者等の受入の要請先となる医療機関等を確認する。
- ✓ 当該施設から他の医療機関へ搬送する際の手段や経路を確認する。
- ✓ 他の医療機関へ搬送する際に必要な対応や留意事項を確認する。

### 【当該医院での確認結果】

- 土砂災害等で**医療措置が継続できなくなった場合には、普段から当該施設で処置が難しい患者の受入を依頼している大学病院等に入院者等の受入を要請**する。
- 入院者等の搬送には、原則、救急車を利用する。
- 土砂災害発生後の大学病院までの避難経路は、土砂災害警戒区域が多数あり迂回することが困難なため、できるだけ広い道を通る経路を参考として、実際の災害の発生状況や道路の規制等の実施状況により判断する。
- 他の医療機関への搬送の支援要請を行う際には、入院者名簿から搬送者一覧表を作成し、救急隊等に情報提供する。また、搬送の支援要請を円滑に行うために、**土砂災害発生等により医療措置が継続できなくなった段階で、県災害対策本部やＤＭＡＴ等に情報を共有するほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）も活用する**。

（参考）広域災害救急医療情報システム（EMIS）について

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムであり、次のような機能を持つ。

- 各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報の収集
- 医療機関の災害医療情報を収集、災害時の患者搬送などの医療体制の確保
- 平常時、災害時を問わず、災害救急医療のポータルサイトの役割

（出典：広域災害救急医療情報システム（EMIS）　システムについて）

出典：内閣府「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

## 【14】立退き避難（水平避難）の場合の避難場所２（指定緊急避難場所）

| 【14】　立退き避難（水平避難）の場合の避難場所２（指定緊急避難場所） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 避難場所名 | | | | 例）□□小学校 |
| 避難場所の住所 | | | | 例）□□市△町○−○ |
| 避難場所の避難先階 | | 階 | | |
| 避難場所までの移動距離 | | m | | |
| 避難場所までの移動手段① | 徒歩の場合 | 所要時間 | 分 | |
| 避難場所までの移動手段② | 車両の場合 | 所要台数 | 台 | |
| 浸水想定区域および浸水深 | | 浸水深 | m | 区域内の場合、浸水深ｍを記載 |
| 土砂災害区域内か否か | | | | 区域外がのぞましい |

**【ポイント】**

- 市町村が指定する指定緊急避難場所を避難場所として検討します。
- 指定緊急避難場所は、**市町村地域防災計画やハザードマップ、市町村のウェブサイト**等から、避難場所の位置と対象とする災害を確認することができます。
- 避難場所によって**対象とする災害が異なり**ますので、よく確認しましょう。

### 事例　避難場所や避難手段の検討

**高齢者グループホームひだまり（岩手県久慈市）**

**【避難場所の確認】**

✓ ハザードマップや市のホームページ等から施設周辺の避難場所を確認した（※避難場所は災害種別毎に指定されていることに留意）。

| 番号 | 施設名 | 指定緊急避難場所 洪水 | 崖崩れ、土石流及び地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 避難場所の特徴 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 久慈中学校 | × | ● | − | ● | − | どちらも施設から近いが、浸水区域内にあり、洪水の避難場所に指定されていない。避難場所①は「近隣の安全な場所」として活用することは考えられる。（避難場所②は1階建てのため、「近隣の安全な場所」として考えない） |
| ② | 栄町町民会館 | × | ● | − | ● | − | |
| ③ | 天神堂公民館 | ● | ● | − | ● | − | 浸水区域外にある避難場所の中では施設から最も近いが、スペースが大きくないため、周辺の住民が避難した場合に入れないおそれがある。 |
| ④ | 寺里公民館 | ● | ● | − | ● | − | − |
| ⑤ | 元気の泉 | ● | ● | ● | ● | ● | 他の避難場所に比べて遠いものの、福祉避難所にも指定されており、ベッドや布団等があるため、発災後の避難生活を考慮すると、他の避難場所と比較して入所者への負担が少ない。 |
| ⑥ | 久慈東高等学校 | ● | ● | − | ● | − | − |

**【検討結果（避難場所）】**

✕ **避難場所①②**は洪水の避難場所に指定されていないことから避難先としては適さない。なお、避難場所①は事態が切迫した場合においては「近隣の安全な場所」として避難することも考えられるが、エレベーターがなく階段を登らないといけないため、入所者の歩行状態や階段を登る時間等を考慮し、浸水想定区域外への避難を優先した。

◎ **避難場所⑤**は施設からは遠いが、福祉避難所に指定されていることから、避難生活時の**入所者への負担を考慮し**、最優先に考える避難場所とした。

○ **避難場所⑥**は避難場所⑤が満員で入れなかった場合に使用することとした。

○ **避難場所③④**は逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難場所⑤⑥まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合に使用することとした（避難場所④は③が満員だった場合を想定）。

**【検討結果（避難手段）】**

➢ 入所者の症状から避難場所③④⑤⑥まで徒歩で移動することは不可能であるため、**自動車で避難する。**

出典：内閣府「要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 （水害・土砂災害） 」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

## 【15】施設内にて屋内安全確保を図る場所

| 【15】 施設内にて屋内安全確保を図る場所 | | |
|---|---|---|
| 施設内の場所、部屋名 | | 例）施設内大広間、○○室 |
| 階層 | 階 | |
| 移動手段 | | 例）エレベーター、階段 |

**【ポイント】**

- **避難の原則は立ち退き避難（水平避難）**ですが、**災害の前兆現象の発見等が遅れた際は、自施設の立地の安全性が確認できる場合に屋内安全確保（垂直避難）についても設定しておく必要があります。**
- **屋上**は屋根がなく雨風を防げないため、対象外としてください。

**参考　屋内安全確保（垂直避難）の判断目安**

● 原則は立ち退き避難（水平避難）ですが、次の3つが確認できれば屋内安全確保（垂直避難）も可能です。

### ①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか

| 種別 | 木造家屋 | 木造家屋以外 |
|---|---|---|
| 家屋倒壊等<br>氾濫想定区域（氾濫流） | × | △ |
| 家屋倒壊等<br>氾濫想定区域（河岸侵食） | × | × |

屋内安全確保不可

### ②浸水深より居室は高いか

| 浸水階・浸水深<br>※建物の高さは目安です | 平屋 | 2階建て | 3階建て |
|---|---|---|---|
| 5m～<br>(3階床上～軒下浸水) | × | × | × |
| 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水) | × | × | △ |
| 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水 ) | × | △ | △ |
| 0.5m未満<br>(1階床下浸水) | △ | △ | △ |

屋内安全確保困難

### ③水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か

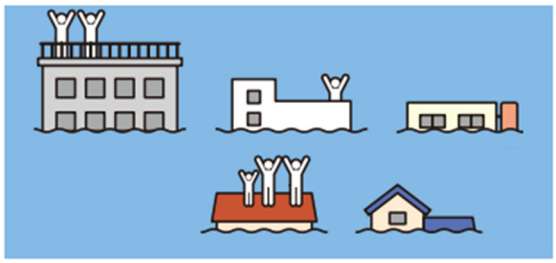

出典：内閣府「避難行動判定フロー、避難情報のポイント」をもとに作成
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf

## 解説　家屋倒壊等氾濫想定区域等の調べ方

- 市町村のハザードマップに想定最大規模降雨による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域等の情報が掲載されていない場合もあります。
- 県のウェブサイト等において、想定最大規模降雨による浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間等を調べることができます。

**県域統合型GISぎふ**

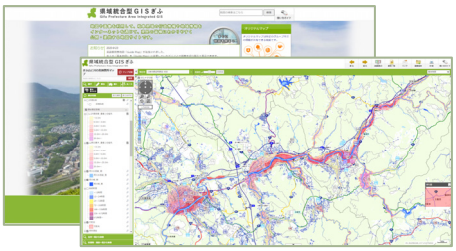

【確認できる内容】
- 国管理河川、岐阜県管理河川の洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間
- 土砂災害警戒区域　等

【URL】
ぎふ山と川の危険箇所マップ
https://gis-gifu.jp/gifu/PositionSelect?mid=4025

**愛知県統合型地理情報システム マップあいち**

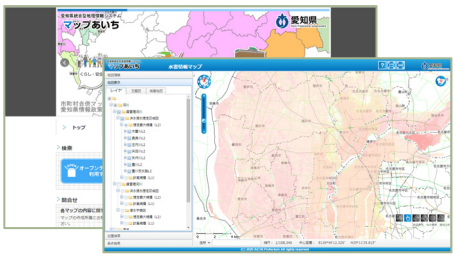

【確認できる内容】
- 国管理河川、愛知県管理河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域
- 水位計・監視カメラ・雨量計位置等
- 土砂災害警戒区域　等

【URL】
水害
https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20692&UNAME=guest
土砂災害
https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20037&UNAME=guest

**重ねるハザードマップ**

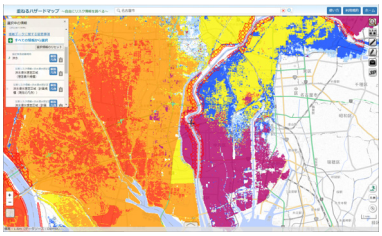

【確認できる内容】
- 国管理河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間
- 土砂災害警戒区域　等

【URL】
https://disaportal.gsi.go.jp/maps/index.html?ll=35.14581,136.831799&z=13&base=pale&vs=c1j0l0u0t0h0z0

## 解説　屋内安全確保に当たって確認する事項

### ①要配慮者の生活に必要な有効スペースの確認

- ２階等の避難場所の安全性が確認できた場合は、**要配慮者の生活に必要な有効スペース**を確認します。当該施設の利用者やスタッフが避難において必要とする面積、利用者の状態や介助スペース等を踏まえ、施設別に設定します。
- なお、内閣府（防災担当）「福祉避難所の確保・運営 ガイドライン」（平成28年4月）では、「目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であるが、概ね2～4m$^2$／人が多い。」としています。

### ②必要な資器材の確認

- 避難する時間、避難者数を想定し、それに対応できる食料、衛生器具、医薬品、情報機器、照明、バッテリー等、避難生活に必要となる資器材があることを確認して下さい。

浸水継続時間が長く、屋内安全確保の期間が
長くなると備蓄が不足するおそれがあります。

## 【16】近隣の安全な場所

| 【16】 近隣の安全な場所 | | |
|---|---|---|
| 近隣の安全な場所 | | 例）○○公園 |

**【ポイント】**
- 指定緊急避難場所であるか否かに関わらず、**標高の高い場所や頑丈で高い建物など、近隣のより安全な場所・建物等**を確認して選びましょう。
- あくまで、**緊急時の命を守るための避難先**です。

■記入事例
- 近くにある大型ショッピングセンターの立体駐車場

※自動車に乗ったまま避難ができ、雨も凌ぐことができる。

## 【17】避難準備

| 【17】 避難準備 | | |
|---|---|---|
| ①利用者への家族の連絡 | 15 分 | 例） |
| ②利用者の家族への受渡し | 15 分 | ① 利用者家族への連絡 |
| ③避難路の安全確保 | 分 | ② 避難路の安全確保 |
| ③持出し品の準備 | 分 | ② 持出品の準備 |
| | 分 | 同じタイミングで行う場合は、同じ番号にして下さい |
| | 分 | |
| | 分 | |
| | 分 | |

**【ポイント】**
- **避難を行うために必要な準備対応**について書き出しましょう。
- 所要時間は**余裕を持たせて**設定してください。
- 対応によっては、順序を追って行う対応と、人数をかければ並行に行える対応があります。なるべく所要時間をかけないように、**施設の人員数を踏まえて工夫**しましょう。
- **避難訓練を実施することで、対応内容のブラッシュアップや、より正確な所要時間を把握**しましょう。

### ● 例：避難に必要な準備

職員参集

利用者への状況説明

備蓄品の準備

車椅子・担架の準備

備蓄品等の移動

雨合羽への着替え

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

## 【18】自衛水防組織の有無

| 【18】 自衛水防組織の有無 | | |
|---|---|---|
| 自衛水防組織の有無 | | 有／無 |

### 【ポイント】

- 洪水、内水、高潮が対象となる場合、要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。
- 自衛水防組織がある場合、様式６も作成し、合わせて、別添、別表１、別表２を作成します。

自衛水防組織を設置する場合

| | | 項目 | 様式等 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 市町村長へ提出 | 1 | 計画の目的 | 様式1 | 1 |
| | 2 | 計画の報告 | 様式1 | 1 |
| | 3 | 計画の適用範囲 | 様式1 | 1 |
| | 4 | 防災体制 | 様式2 | 2～5 |
| | 5 | 情報収集・伝達 | 様式3 | 6 |
| | 6 | 避難誘導 | 様式4 | 7 |
| | 7 | 避難の確保を図るための施設の整備 | 様式5 | 8 |
| | 8 | 防災教育及び訓練の実施 | 様式5 | 8 |
| | 9 | 自衛水防組織の業務に関する事項 | 様式6 | 9 |
| 市町村長への提出は不要 | 10 | 防災教育及び訓練の年間計画 | 様式7 | 10 |
| | 11 | 利用者緊急連絡先一覧表 | 様式8 | 11 |
| | 12 | 緊急連絡網 | 様式9 | 12 |
| | 13 | 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | 様式10 | 12 |
| | 14 | 対応別避難誘導一覧表 | 様式11 | 13 |
| | － | 自衛水防組織活動要領 | 別添 | 14 |
| | － | 自衛水防組織の編成と任務 | 別表1 | 15 |
| | － | 自衛水防組織装備品リスト | 別表2 | 15 |
| | － | 施設周辺の避難地図 | 別紙1 | ー |

自衛水防組織を設置しない場合

| | | 項目 | 様式等 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 市町村長へ提出 | 1 | 計画の目的 | 様式1 | 1 |
| | 2 | 計画の報告 | 様式1 | 1 |
| | 3 | 計画の適用範囲 | 様式1 | 1 |
| | 4 | 防災体制 | 様式2 | 2～5 |
| | 5 | 情報収集・伝達 | 様式3 | 6 |
| | 6 | 避難誘導 | 様式4 | 7 |
| | 7 | 避難の確保を図るための施設の整備 | 様式5 | 8 |
| | 8 | 防災教育及び訓練の実施 | 様式5 | 8 |
| 市町村長への提出は不要 | 10 | 防災教育及び訓練の年間計画 | 様式7 | 9 |
| | 11 | 利用者緊急連絡先一覧表 | 様式8 | 10 |
| | 12 | 緊急連絡網 | 様式9 | 11 |
| | 13 | 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | 様式10 | 11 |
| | 14 | 対応別避難誘導一覧表 | 様式11 | 12 |
| | 15 | 防災体制一覧表 | 様式12 | 13 |
| | － | 施設周辺の避難地図 | 別紙1 | ー |

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

## 【19】施設の対応

【19】 施設の対応

| | ①体制確立の判断時期 | ②活動内容 | 目安等 | ③対応班（要員） |
|---|---|---|---|---|
| 平常時 | 台風発生情報 | 防災情報の収集 | 随時 | 情報収集伝達要員 |
| レベル2 注意体制確立 | 洪水注意報の発表<br>氾濫注意情報の発表<br>氾濫注意水位超過 | 防災情報の収集<br>浸水防止対策の準備<br>幹部職員の参集連絡<br>参集職員への事前連絡<br>持出し品のチェック<br>避難路の確認<br>利用者への注意喚起 | 15分<br>2分<br>1分<br>1分<br>30分<br>15分<br>随時 | 情報収集伝達要員 |
| レベル3 警戒体制確立 | 大雨洪水警報の発表<br>洪水予報氾濫警戒情報の発表<br>避難判断水位超過<br>高齢者等避難の発令 | 職員の参集<br>土嚢の設置<br>止水板の設置<br>重要備品、設備の退避<br>利用者家族への連絡<br>利用者家族への引渡し<br>持出し品の準備<br>利用休止の判断<br>避難経路の確認<br>避難開始の判断<br>避難所への移動開始 | 20分<br>20分<br>30分<br>3分<br>3分<br>3分<br>3分<br>3分<br>5分<br>5分<br>10分 | 情報収集伝達要員<br>避難誘導要員 |
| レベル4 非常体制確立 | 土砂災害警戒情報の発表<br>洪水予報氾濫危険情報の発表<br>氾濫危険水位超過 | 屋内上層階へ退避開始<br>全員避難のチェック、施錠<br>利用者家族への避難先連絡<br>急病人の緊急搬送要請 | 5分<br>5分<br>5分<br>10分 | 避難誘導要員 |
| 避難後の体制 | | 利用者避難完了の確認<br>従業員の安否確認<br>利用者の安全確保・体調管理 | 5分<br>5分<br>5分 | 避難誘導要員 |

例として記入しています。
各施設の実情に合わせて、
編集してください。

**【ポイント】**

- 台風や豪雨等により水害が発生するおそれがある場合は、施設において**防災体制を確立**するとともに、**平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定**しておく必要があります。
- 防災体制は、**注意体制、警戒体制及び非常体制**の３段階で設定します。
- これらの防災体制を確立する判断基準には、気象情報、河川の洪水予報や水位到達情報、土砂災害警戒情報に加え、施設周辺の現地情報等を活用します。

① **注意体制**：気象情報等の情報収集の段階

② **警戒体制**：避難の準備を行う段階及び施設利用者の避難行動を開始して完了させる段階

③ **非常体制**：施設全体の避難行動を完了する段階（逃げ遅れた場合は屋内安全確保を行う段階）

表 4　防災体制ごとの活動内容と対応班・要員検討例

| 施設の防災体制 | 活動内容 | 自衛水防組織を設置する場合（対応班） | 自衛水防組織を設置しない場合（対応要員） |
|---|---|---|---|
| 注意体制確立（災害モード意識に切り替える） | 気象情報及び洪水予報等の情報収集 | 総括・情報班 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制確立（準備する）（避難する） | 気象情報及び洪水予報等の情報収集 | 総括・情報班 | 情報収集伝達要員 |
| | 使用する資器材及び非常持出品等の準備 | 避難誘導班 | 避難誘導要員 |
| | 保護者・家族等への事前連絡 | 総括・情報班 | 情報収集伝達要員 |
| | 外来診療中止の掲示（病院の場合） | 総括・情報班 | 情報収集伝達要員 |
| | 周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼 | 総括・情報班 | 情報収集伝達要員 |
| | 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導班 | 避難誘導要員 |
| 非常体制確立（直ちに避難） | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班 | 避難誘導要員 |

出典：国土交通省「避難確保計画作成の手引き 解説編」
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebikisuibouhou

## 解説　体制について

様式12

１５　防災体制一覧表

管理権限者（　施設長　）（代行者　事務長　）

| | 担当者 | 役割 |
|---|---|---|
| 情報収集伝達要員 | 班長　（　管理職員　）<br>班員　（　○　）名<br>・　○○○○<br>・　○○○○ | □ 洪水予報等の情報の収集<br>□ 情報内容の記録<br>□ 館内放送等による情報伝達<br>□ 関係者及び関係機関との連絡 |

| | 担当者 | 役割 |
|---|---|---|
| 避難誘導要員 | 班長　（　管理職員　）<br>班員　（　○　）名<br>・　○○○○<br>・　○○○○ | □ 避難誘導の実施<br>□ 未避難者、要救助者の確認 |

◆ 施設の防災体制として、管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員を決めていますか？

【防災体制の工夫】

・決定した防災体制（役割分担）は必ずしも全員参集できるとは限りません。

・一人二役以上の役割をこなせるように訓練しておきましょう。

管理権限者

情報収集伝達要員

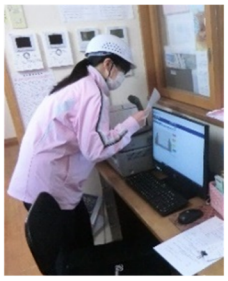

避難誘導要員

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

## 解説　判断基準の目安となる情報　1/2

### ①避難情報

➢ 集中豪雨や台風などによって、洪水・土砂災害・高潮・内水氾濫などの災害の発生が差し迫り、**住民に避難を促す必要がある場合に、災害対策基本法に基づき市町村が発令**する情報。

**緊急安全確保** → **直ちに安全確保を**

**避難指示** → **すみやかに避難場所へ避難を**

**高齢者等避難** → **避難に時間を要する高齢者等は避難**
**その他の人は避難準備**

【ポイント】

- **原則、高齢者等避難が発令されたら避難を開始**してください。
- 避難指示発令時は**すみやかに避難**する必要があり、**避難に時間を要する**要配慮者利用施設の場合は**避難途中に危険な状態になる恐れ**があります。

## ②警戒レベルととるべき行動

- 災害発生の危険度と、とるべき避難行動を住民が直感的に理解するための情報
- **住民がとるべき行動を５段階に分け、情報と行動の対応を明確化**

| 警戒レベル | | とるべき行動 |
|---|---|---|
| 警戒レベル5 | 高 危険度 低 | すでに災害が発生している状況であり、**命の危険が迫っているため直ちに安全確保**を！ |
| 警戒レベル4 | | 災害が発生する恐れが極めて高く、避難所などへの**全員避難** |
| 警戒レベル3 | | **高齢者等避難に時間を要する人は避難**。その他の人は避難準備 |
| 警戒レベル2 | | 避難に備え自らの避難ルートや場所を確認 |
| 警戒レベル1 | | 最新の気象情報に留意し、災害への心構えを高める |

**【ポイント】**

- 避難に時間を要することがわかっている場合は、**高齢者等避難が発令されていない場合でも、警戒レベル3の情報が出たら避難する**、といったような**自主的な避難判断も必要です。**

## ③防災気象情報

- 国や都道府県等が発表するもので、市町村等が避難勧告の発令の判断を支援する役割と、**住民が主体的に避難行動をとるための参考となる役割**がある。

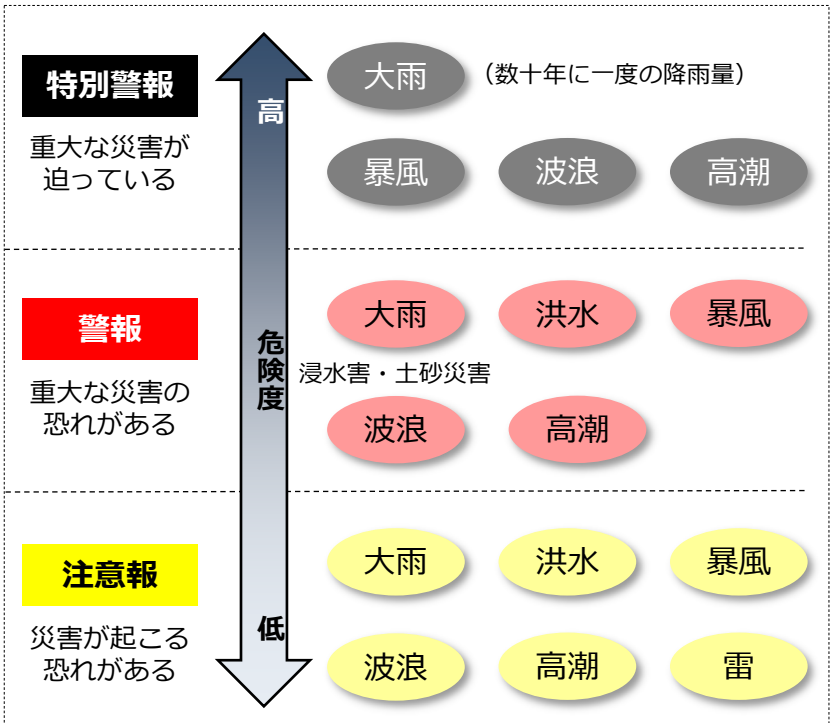


**早期注意情報**

5日先までに命に危険が及ぶような警報級の現象が予想されているときに、その可能性を［高］［中］の2段階で発表

**土砂災害警戒情報**

大雨警報の発表中に、土砂災害の危険度が高まった市町村に対して都道府県と気象台が共同で発表

**指定河川洪水予報**

洪水のおそれがある河川毎に、河川を管理する国土交通省や都道府県と気象台が共同で発表

**高齢者グループホームひだまり（岩手県久慈市）**

※ 法律の改正により、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」、「避難勧告」「避難指示（緊急）」は「避難指示」に変更されています。

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

| 体制確立の判断時期 | | 活動内容 | 対応要員 |
|---|---|---|---|
| 以下のいずれかに該当する場合<br>➢ 久慈市に洪水注意報発表<br>➢ 久慈川（生出町地点）氾濫注意水位超過 | 注意体制確立 | 気象情報・水位情報等の情報収集 | 統括・情報チーム |
| | | 職員の参集（夜間の場合） | 統括・情報チーム |
| | | 使用する資器材の準備（夜間の場合） | 避難準備チーム |
| | | | |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>➢ 久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令<br>➢ 久慈川（生出町地点）避難判断水位超過※<br>➢ 久慈市に洪水警報発表※<br>※「避難準備・高齢者等避難開始」の発令により避難を開始する。ただし、「久慈川（生出町地点）避難判断水位超過」「洪水警報発表」になった場合は警戒体制を確立し、避難準備を開始する。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される前に気象情報等により危険と判断した場合は避難を開始する。 | 警戒体制確立 | 気象情報・水位情報等の収集 | 統括・情報チーム |
| | | 使用する資器材の準備 | 避難準備チーム |
| | | 保護者への事前連絡 | 統括・情報チーム |
| | | 周辺住民への事前協力依頼 | 統括・情報チーム |
| | | 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導チーム |
| | | | |
| 以下のいずれかに該当する場合<br>➢ 久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示（緊急）の発令<br>➢ 久慈川（生出町地点）氾濫危険水位超過 | 非常体制確立 | 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導チーム |
| | | | |

・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。

・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。

・夜間に氾濫注意水位（生出町地点）を越えた場合は注意体制を確立し、職員を１名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

出典：内閣府「要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 （水害・土砂災害） 」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

**特別養護老人ホーム ここのか（兵庫県豊岡市）**

※ 法律の改正により、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」、「避難勧告」「避難指示（緊急）」は「避難指示」に変更されています。

## 7　防災体制

連絡体制及び施設災害対策本部は、市が発する防災情報や施設が入手する各種情報に基づき以下のとおり設置する。

| 体制確立の判断時期 | 体　制 | 活動内容 | 対応要員 |
|---|---|---|---|
| **次のいずれか**<br>**・台風が近畿地方に接近する等し、大雨となることが予想される１日前**<br>**・豊岡市が「災害警戒本部」を設置したとき。**<br>（※施設に影響を及ぼす可能性がある災害に係る本部設置に限る。） | **注意体制確立** | ① 気象情報・水位情報等の収集<br>② 指定職員の参集（夜間の場合）<br>③ 使用する資機材の準備（夜間の場合） | ①総括・情報班<br>②総括・情報班<br>③避難準備班 |
| **次のいずれか**<br>**・豊岡市が自主避難所を開設したとき**<br>**・避難準備・高齢者等避難開始が発令されるおそれがあるとき。**【円山川（立野地点）の水位が 4.50m（氾濫注意水位）を超えるおそれ】 | **警戒体制確立** | ① 気象情報・水位情報等の収集<br>② 使用する資機材の準備<br>③ 入所者の避難誘導準備<br>④ 出勤可能な職員の参集<br>⑤ 家族等への事前連絡 | ①総括・情報班<br>②避難準備班<br>③避難誘導班<br>④総括・情報班<br>⑤総括・情報班 |
| **次のいずれか**<br>**・豊岡市が避難準備・高齢者等避難開始を発令したとき。**<br>**・八代川（八代地点）水位が量水標の残り 1.0m を切ったとき。**（越流堤から越水が始まる段階） | **非常体制確立** | 入所者の避難誘導<br>**★避難勧告が発令された場合も指定緊急避難場所へ避難させる。暴風や大雨、既に浸水している等、屋外に移動することが危険な場合は、垂直避難に切り替える。**<br>**★避難指示（緊急）が発令された場合は、即刻水平避難活動を中止し、付近の建物等、できる限り高い場所に垂直避難する。（垂直避難：施設内では２階へ避難）** | 避難誘導班 |

【特記事項】豊岡市では円山川下流（立野地点）の「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する基準を、一般的に使用される避難判断水位（5.20m）より１段階早め、「氾濫注意水位」（4.50m）としている。※避難指示（緊急）水位については、ポンプ停止基準水位を適用している。

出典：内閣府「要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 （水害・土砂災害） 」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

**特別養護**
**老人ホーム**
**ここのか**
**（兵庫県豊岡市）**

※ 法律の改正により、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」、「避難勧告」「避難指示（緊急）」は「避難指示」に変更されています。

## 【各体制の考え方】

### ■注意体制確立：

市は市民に対し、防災に関する更なる注意喚起のため「災害警戒本部を設置し、全市をあげて警戒体制を強化していること」を防災行政無線等で知らせる。本施設では、台風接近等による大雨や暴風の予想についても把握の上、これをもって職員のうち、施設長、事務長、管理職にある職員により施設の警戒体制構築の準備を確立する。

この段階において、デイサービス等の利用者の台風最接近当日の受入中止を判断するとともに、職員に対し、緊急時の出勤について予め通知しておく。

### ■警戒体制確立：

市がまだ「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するまでではないが、夜間の避難が不安な方のために「自主避難所開設」を判断した場合、防災行政無線等で市民に注意喚起する。本施設ではこれを受け、入所者を指定緊急避難場所へ避難させるための体制の強化を図るため、待機職員を増強する。なお、予めこの段階で、指定緊急避難場所となる但馬技術大学校へ受入の可能性について市に確認しておく。

### ■非常体制確立（下記の①②のいずれかで活動開始）

①円山川立野地点の水位が氾濫注意水位4.50mに達し、なおも上昇のおそれがあるとき、市は避難準備・高齢者等避難開始を発令する。この情報は防災行政無線により最大音量で緊急情報として市民に周知される。（その他、防災情報FAX、とよおか防災ネットでも同時に配信）

②兵庫県河川監視システムにより八代川（八代地点）の水位が量水標の残り1.0m を切ったとき。（越流堤から越水が始まる段階）

本施設にあっては、上記①、②のいずれかの状況により、出勤している全職員をもって利用者を安全かつ迅速に指定緊急避難場所へ避難誘導を開始する。

・施設長の指揮命令に従い、活動する。（施設長、事務長は職員への指揮に徹する）

・緊急に出勤する職員にあっては、出勤途上の状況に注意し、施設へ安全に出勤可能と判断した場合は速やかに出勤する。なお、出勤途上で気象状況の悪化や道路冠水等による身の危険を感じた場合は無理をせず、近くの安全な建物等に一時避難する。この際、施設へ必ず連絡する。

・市からの「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位等の情報から施設長が危険だと判断した場合は避難を開始する。なお、その際には避難先に確認を取ること。（八条雨水幹線の水位、周辺道路の冠水に留意）

・入所者の避難誘導の際に職員も全員避難する。

・夜間に市が災害警戒本部を設置した旨の連絡があった場合には待機職員２名と宿直員１名の計３名は注意体制を確立するために施設長、事務長に連絡し、体制を構築する。

出典：内閣府「要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 （水害・土砂災害） 」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

**特別養護**
**老人ホーム**
**ここのか**
**（兵庫県豊岡市）**

※ 法律の改正により、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」、「避難勧告」「避難指示（緊急）」は「避難指示」に変更されています。

## ＜体制の構築に当たっての事前予防措置＞

本施設は国が指定する浸水想定区域内に立地していることから、利用者の安全に配慮することを目的として、大型台風等が襲来し、市内に洪水被害等のおそれがあることが予想される場合には、気象庁が発表する台風情報（台風の規模や５日先進路予測、大雨・暴風の予想等）や豊岡市からの防災情報等に基づき、以下のとおり災害予防措置を講じるものとする。

### （１）デイサービス

台風情報等に基づき、台風の接近等による大雨・暴風により、人的被害が生じるおそれや、交通手段の確保が難しいと判断される場合には、サービス利用日の前日又は当日に利用者及び利用者家族に対し、デイサービスの受入中止を知らせる。

また、台風接近までの間であっても、前線等の影響により大雨が長時間降り続くような場合についても、同様の対応を取る。

### （２）短期入所（ショートステイ）

台風情報等に基づき、台風の接近等による大雨・暴風により、人的被害が生じるおそれや、交通手段の確保が難しいと判断される場合には、サービス利用日の前日又は当日に利用者及び利用者家族に対し、ショートステイの受入中止の協議を行う。

また、台風接近までの間であっても、前線等の影響により大雨が長時間降り続くような場合についても、同様の対応を取る。

ショートステイの受け入れ中であっても、台風情報等に基づき、台風の接近等による大雨・暴風により、当施設が浸水するおそれがある場合や、人的被害が生じるおそれがある場合には、利用者及び利用者家族に対し、ショートステイの利用を中断し、自宅等より安全な場所への避難についての協議を行う。

### （３）長期入所

台風情報等に基づき、台風の接近等による大雨・暴風により、当施設が浸水するおそれがある場合や、人的被害が生じるおそれがある場合には、予め利用者家族に対し、施設側の防災対応について知らせるとともに、可能な範囲で引き取りについての協議を行う

## ＜留意事項＞

特にショートステイ利用者については、その利用要件から勘案して、家族による急な引き取りは困難と考えられることに留意する必要がある。

なお、入所者の引き取りを依頼の結果、引き取りができない場合には、施設のおかれた気象状況等をご利用者ご家族へ説明し、施設外への避難の可能性やそのことによる入所者の急な体調変化等についての理解を求めておく。

以上のことから、入所者の避難場所への避難に係るシミュレーションの検討に当たっては、ショートステイ利用者を全員「避難対象者」として作成することとしている。

出典：内閣府「要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 （水害・土砂災害） 」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

## 【19】施設の対応

【19】　施設の対応

| | ①体制確立の判断時期 | ②活動内容 | 目安等 | ③対応班（要員） |
|---|---|---|---|---|
| 平常時 | 台風発生情報 | 防災情報の収集 | 随時 | 情報収集伝達要員 |
| レベル2 注意体制確立 | 洪水注意報の発表<br>氾濫注意情報の発表<br>氾濫注意水位超過 | 防<br>浸<br>幹<br>参<br>持<br>避<br>利 | | |
| レベル3 警戒体制確立 | 大雨洪水警報の発表<br>洪水予報氾濫警戒情報の発表<br>避難判断水位超過<br>高齢者等避難の発令 | 職員の参集<br>土嚢の設置<br>止水板の設置<br>重要備品、設備の退避<br>利用者家族への連絡<br>利用者家族への引渡し<br>持出し品の準備<br>利用休止の判断<br>避難経路の確認<br>避難開始の判断<br>避難所への移動開始 | 20分<br>20分<br>30分<br>3分<br>3分<br>3分<br>3分<br>3分<br>5分<br>5分<br>10分 | 情報収集伝達要員<br>避難誘導要員 |
| レベル4 非常体制確立 | 土砂災害警戒情報の発表<br>洪水予報氾濫危険情報の発表<br>氾濫危険水位超過 | 屋内上層階へ退避開始<br>全員避難のチェック、施錠<br>利用者家族への避難先連絡<br>急病人の緊急搬 | 分 | 避難誘導要員 |
| 避難後の体制 | | 利用者避難完了の確認<br>従業員の安否確認<br>利用者の安全確保・体調管理 | 5分<br>5分 | |

例として記入しています。
各施設の実情に合わせて、活動内容や目安となる時間を編集してください。

**※注意**

- あらかじめ記載されている内容は、順番や、並行してできるか否かなどは考慮していません。
- あくまで例として、各施設の実情に合わせて編集してください。

## 【20】大型台風

【20】　大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

「また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。」は適宜状況に応じて、削除・編集して下さい。

**【ポイント】**

- 要配慮者利用施設単独での避難が困難な場合は、**地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について連携**することも選択肢の一つになります。
- 連携にあたっては**協定**を結ぶことも有効です。

## 事例　地域連携について

施設管理者は、避難を行うにあたり市町村や消防団、地域住民等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫を行うことも重要です。
岩手県久慈市の施設では、密着型サービス事業所の特色を生かして、運営推進会議を開催し、地域一体となって非常災害対策計画を検討しています。

### 運営推進会議において、地域社会の支援体制の検討

**【運営推進会議】**

●運営推進委員
・町内会長、民生委員、消防団
・利用者、家族
・行政、警察
・理事長、管理者、職員（1名）

●運営推進会議の概要
・2か月に1回、運営推進会議を開催し、ひだまり非常災害対策計画等について議論。主な内容は以下の通り。
（→平成28年台風第10号時の道路状況についての情報の共有。
→要配慮者の避難について地域全体での支援体制の重要性。　等）
・上記を踏まえ、必携パンフレット・命を守る3か条を作成。

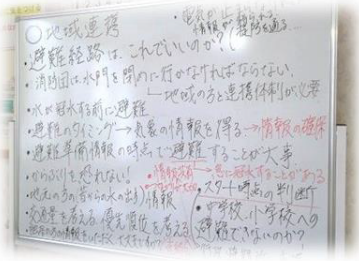

**【必携パンフレット・命を守る3か条の活用】**

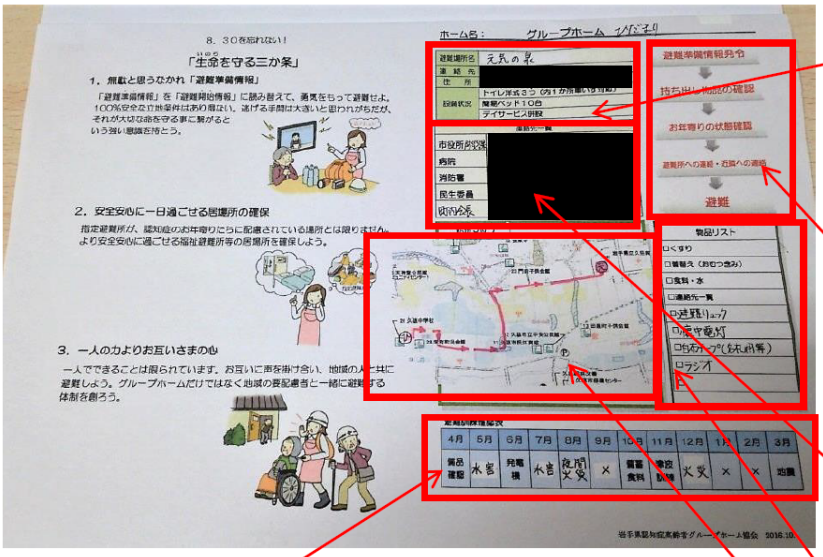


避難場所、連絡先、設備状況を記載

「避難準備・高齢者等避難開始」発令から避難開始までのフローチャートを記載。管理者が不在の時や夜間に落ち着いて判断できるよう、利用者、家族、スタッフ、経営者が全員で関わり作成、共有

連絡一覧にて、緊急時の連絡先を表示
市役所防災課・病院・消防署
民生委員・町内会長　等

チェック方式の物品リストで確認

防災マップにて避難経路を表示

避難訓練や物品の確認を通年の行事に入れることで防災意識を向上

- 地域社会一体となり運営推進会議の開催や避難訓練を実施することで、地域と施設双方の課題が見つかり、地域全体の課題解決に向けた協力体制を築くことができる。
- 災害時の連携の確認を行うことで双方の防災意識を高めることができる。

※（補足）必携パンフレットについて（岩手県認知症高齢者グループホーム協会）
・必携パンフレットは避難準備情報等の名称を避難準備・高齢者等避難開始に変更する前に作成されたものです。
・避難経路等の内容は非常災害対策計画の検討前のものです。

出典：内閣府「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

## 【21】情報収集・伝達に係る機材等

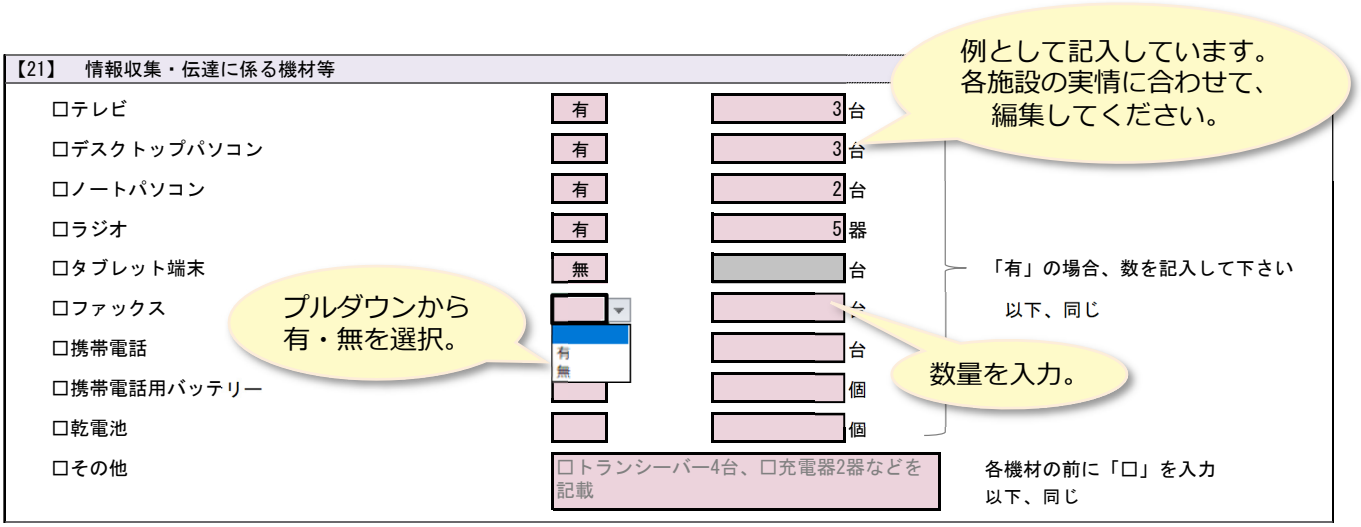


**【ポイント】**

- 情報収集は、水害・土砂災害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、**現在ある情報収集及び情報伝達に用いる手段を確認**しておきましょう。
- 情報収集の担当者は、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、Twitter等のSNS等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。その際、**発信元の信頼性について、留意が必要**です。
- **停電時**には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。これに備えて、**乾電池、バッテリー等を備蓄**しておきましょう。
- 不足しているものは整備していきましょう。

## 【22】避難誘導に係る機材等

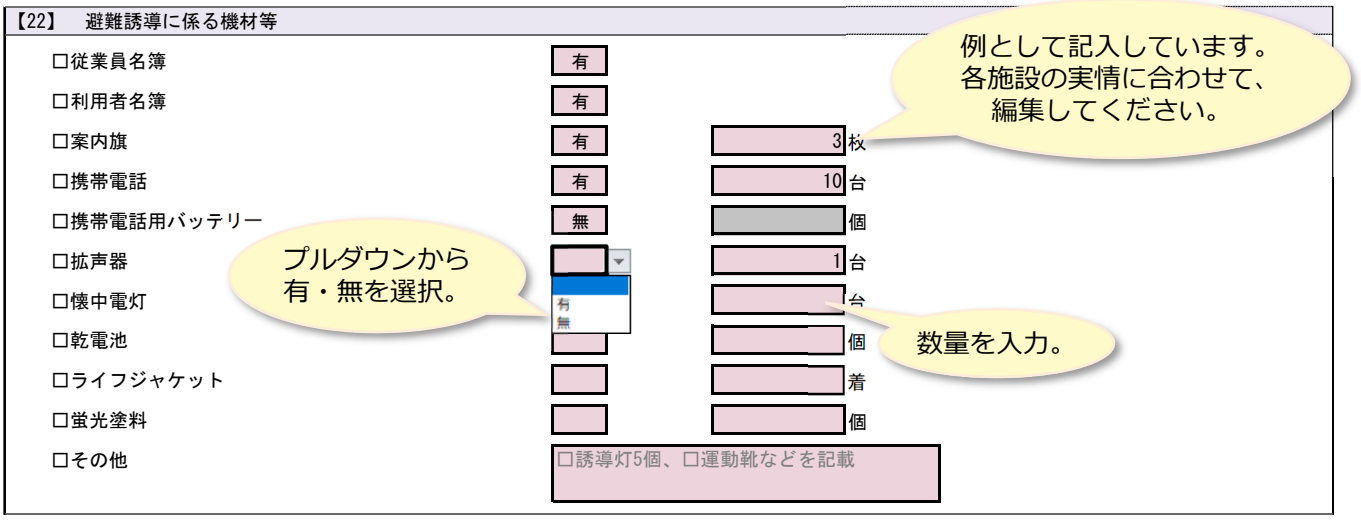


**【ポイント】**

- 避難誘導の際に使用する資器材等には、**名簿や案内旗等の避難誘導資器材や携帯電話等**の伝達資器材等があります。
- これらの資器材は、利用者の特性等を踏まえ、**施設の避難に必要なもので現在施設にあるもの**を記載して下さい。

## 【23～】施設内の一時避難に係る機材等

| 【23】 施設内の一時避難に係る機材等 | | | |
|---|---|---|---|
| □水 | 有 | 5 | 日分 |
| □食料 | 有 | 5 | 日分 |
| □寝具 | 有 | 10 | 人分 |
| □防寒具 | 無 | | 人分 |
| □その他 | □扇風機5台、□カイロ20個などを記載 | | |

例として記入しています。
各施設の実情に合わせて、
編集してください。

| 【24】 衛生器具に係る機材等 | | | |
|---|---|---|---|
| □おむつ・おしりふき | 有 | 10 | 日分 |
| □タオル | | | 日分 |
| □その他 | 有<br>無<br>…ティッシュ、□使い捨て手袋な | | |

プルダウンから
有・無を選択。

数量を入力。

| 【25】 医療品に係る機材等 | | | |
|---|---|---|---|
| □常備薬 | | | 人分 |
| □その他 | □消毒薬、□包帯、□絆創膏などを記載 | | |

| 【26】 その他の機材等 | | | |
|---|---|---|---|
| □ウエットティッシュ | | | 袋・個 |
| □ゴミ袋 | | | 枚 |
| □タオル | | | 枚 |
| □その他 | □簡易マット、□紙タオルなどを記載 | | |

## 解説　備蓄量の目安

### 食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例(人数分用意しましょう)

- 飲料水　3日分（1人1日3リットルが目安）
- 非常食　3日分の食料として、ご飯（アルファ米など）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど
- トイレットペーパー、ティッシュペーパー・マッチ、ろうそく・カセットコンロ　など

※ 大規模災害発生時には、**「1週間分」**の備蓄が望ましいとされています。
※ 飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。

出典：首相官邸「災害に対するご家庭での備え～これだけは準備しておこう！～」
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html

**【ポイント】**

- **飲料水は1人1日3リットル**が目安になっています。
- 非常食の量などは、**浸水継続時間**も確認し、もし**屋内安全確保により孤立した場合でもしのげるだけの量**を目安として確保しましょう。

## 【27】浸水を防ぐための機材等

| 【27】 浸水を防ぐための機材等 | |
|---|---|
| | □土のう、□バケツなどを記載 |
| 【28】 土砂災害に対する避難を確保するための機材等 | |
| | □ビニールシート、□スコップなどを記載 |

**【ポイント】**

- より一層の安全な避難の確保という観点からは、**浸水を防ぐための対策、土砂災害に対する避難を確保するための対策**も考えられます。
- 浸水を防ぐための対策には、**土のうや止水板**といった浸水防止用設備の整備が考えられます。
- 土砂災害に対する避難を確保するための対策には、**壁の補強や非常用サイレン（屋外設置）**といったことが考えられます。

## 【29】研修実施（毎年）

| 【29】 研修実施（毎年） | | | |
|---|---|---|---|
| 新規採用施設職員の研修実施月 | | 月 | |
| 全施設職員の研修実施月 | | 月 | 情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練 |
| その他の教育及び訓練計画の作成月 | | 月 | |

**【ポイント】**

- 水害や土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について**日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要**です。国や都道府県では水害や土砂災害に関する**出前講座**を行っているところもありますので、市町村等を通じ積極的に活用しましょう。
- また、定期的に水害や土砂災害を想定した**避難訓練を実施**し、**情報伝達体制や避難誘導の確認**を行うことが重要です。
- 避難訓練は、以下のように**段階的に行う**ことも考えられます。

  **①防災体制の確認：気象情報等の収集と施設内での情報共有、避難の判断**

  **②施設内での避難誘導訓練**

  **③施設外での避難誘導（移動）訓練**

  **④資器材・備蓄品等の確保、移動の訓練**

- なお、これらの訓練は、訓練として実施するだけでなく、**日頃から、散歩のコースに避難経路を利用する、施設の外にでるイベントの際に移動にかかる時間を計測する、福祉車両の使い方を周知するなど、工夫しながら楽しく実施**することが重要です。

## 様式６

様式６

９　自衛水防組織の業務に関する事項

（１）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
①毎年　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
②毎年　　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集　に達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の

自衛

町村長へ報告する。

「自衛

自衛水防組織を設置した場合は
「出力シート（避難確保計画）」に
直接入力してください。

## 避難確保計画・避難行動タイムライン自動作成ツールの注意点

- エクセルの性質上、文字がつぶれたりする場合がありますので、その場合は適宜エクセルシートの大きさを変えるなどして**表示内容を調整**してください。

## その他様式（提出不要）

- 以降の様式は提出は不要です。施設にて保管しておきましょう。

### 【様式７】防災教育及び訓練の年間計画

『解説編』：41頁参照

様式７

１０　防災教育及び訓練の年間計画

| | | 実施予定月日 |
|---|---|---|
| 避難確保計画の作成＝防災体制の確立 | | |
| 施設職員への防災教育 | ○避難確保計画の情報共有<br>○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　等 | 4 月 1 日 |
| 利用者への防災教育 | ○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認<br>○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明　等 | 4 月 1 日 |
| 通所部門 | | |
| 情報伝達訓練 | ○施設職員の緊急連絡網の整行<br>○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等 | 8 月 1 日 |
| 保護者・家族等への引き渡し訓練 | ○施設職員の緊急連絡網の整行<br>○連絡後、全利用者を保護者・家族等に引き渡すまでにかかる時間の計測　等 | 8 月 1 日 |
| 入所部門 | | |
| 情報伝達訓練 | ○施設職員の緊急連絡網の整行<br>○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等 | 8 月 1 日 |
| 施設職員の非常参集訓練 | ○施設職員の緊急連絡網の整行<br>○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測　等 | 8 月 1 日 |
| 避難訓練 | ○防災体制と役割分担の確認、試行<br>○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　等 | 9 月 1 日 |
| 避難確保計画の更新 | 避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直します。 | 3 月 1 日 |

- 従業員への避難確保計画の内容を共有するための『防災教育』の日程を決めておきましょう。
- 避難訓練の実施日程を決めておきましょう。
- 職員のみの訓練でも訓練です。できる訓練から実施しましょう。
- 訓練は失敗して、課題を見つけることが重要です。繰り返しの訓練がいざという時に役立ちます。

【訓練による好事例】
・施設利用者を“移動させる避難”ではなく、日常業務における“災害時にも対応できる工夫を考える訓練”が全従業員にて実施できていたことで利用者の命を守ることができた事例もあります。

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

# 【様式８】利用者緊急連絡先一覧表

『解説編』：24頁参照

様式８

１１　利用者緊急連絡先一覧表

| | 利用者 | | | 緊急連絡先 | | | | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 | （緊急連絡先等） |
| 1 | ○○○○ | 84 | ○市1丁目××△△△△ | 娘 | 012-3456-7890 | ○市1丁目×× | 090-1234-5678 | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |

・前日の休業や休園の場合、利用者の保護者等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていますか？

休園・休止の保護者への連絡

# 【様式９】緊急連絡網
# 【様式10】外部機関等の緊急連絡先一覧表

『解説編』：24頁参照

様式９

１２　緊急連絡網

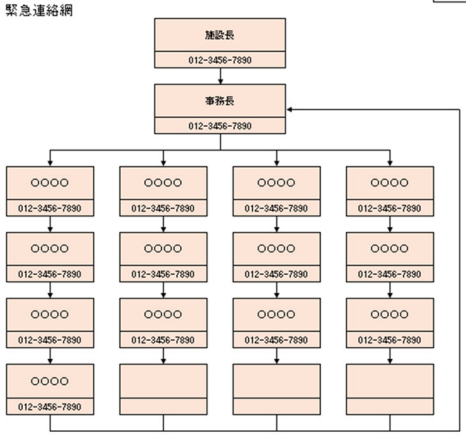


様式10

１３　外部機関等の緊急連絡先一覧表

| | 連絡先 | 備考 |
|---|---|---|
| 市町村（防災担当） | 012-3456-7890 | |
| 市町村（福祉担当） | 012-3456-7890 | |
| 消防署 | 012-3456-7890 | |
| 警察署 | 012-3456-7890 | |
| 避難誘導等の支援者 | 012-3456-7890 | |
| 医療機関 | 012-3456-7890 | |

◆ 緊急の連絡網や外部機関等との連絡先を決めていますか？
◆ いつでも、連絡がつきますか？

【訓練による声】
・夜間（夕方）に抜き打ち連絡訓練を実施した結果、連絡が届かなかった職員がいたため、連絡網の見直しを行いました。
・携帯がつながらないこともあるため、複数の伝達手段を確保することとしました。
・緊急の連絡網には、電話とメールに加えて、SNSを活用することとしました。

夜間の職員参集訓練

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

# 【様式11】対応別避難誘導一覧表

『解説編』：42頁参照

様式11

１４　対応別避難誘導一覧表

| 氏名 | 連絡先 | 対応内容 | 移動手段 | | 担当者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 立ち退き避難 | 屋内安全確保 | | |
| ○○○○ | 012-3456-7890 | 1 | 徒歩 | 階段 | ○○○○ | 要介護度1 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

**避難先へ移動**
１単独歩行可能　２介助必要　３車いすを使用
４ストレッチャーや担架が必要　５その他
**その他の対応**
６自宅に帰宅　７病院に搬送　８その他

◆ 利用者全員を避難させるために必要な時間を把握していますか？

・利用者一人ひとりの対応は異なります。
・各利用者を避難させるための対応内容、対応時間を整理（イメージ）してください。
・日常サービス等の中で確認することで気づき(避難時の知恵)を得ることができます。

利用者の特性を考慮した役割分担

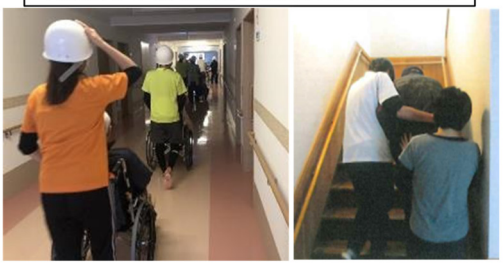

# 【様式12】防災体制一覧表

『解説編』：20~22頁参照

様式12

１５　防災体制一覧表

管理権限者（　施設長　）（代行者　事務長　）

| | 担当者 | 役割 |
|---|---|---|
| 情報収集伝達要員 | 班長　（　管理職員　）<br>班員　（　○　）名<br>・　○○○○<br>・　○○○○ | □ 洪水予報等の情報の収集<br>□ 情報内容の記録<br>□ 館内放送等による情報伝達<br>□ 関係者及び関係機関との連絡 |
| 避難誘導要員 | 班長　（　管理職員　）<br>班員　（　○　）名<br>・　○○○○<br>・　○○○○ | □ 避難誘導の実施<br>□ 未避難者、要救助者の確認 |

◆ 施設の防災体制として、管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員を決めていますか？

【防災体制の工夫】
・決定した防災体制（役割分担）は必ずしも全員参集できるとは限りません。
・一人二役以上の役割をこなせるように訓練しておきましょう。

管理権限者

情報収集伝達要員

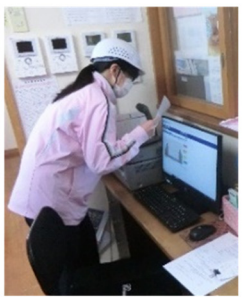

避難誘導要員

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

# 【別　添】自衛水防組織活動要領
# 【別表１】自衛水防組織の編成と任務
# 【別表２】自衛水防組織装備品リスト

『解説編』：P7~9、 12、20、49 頁参照

『解説編』：20~22頁参照

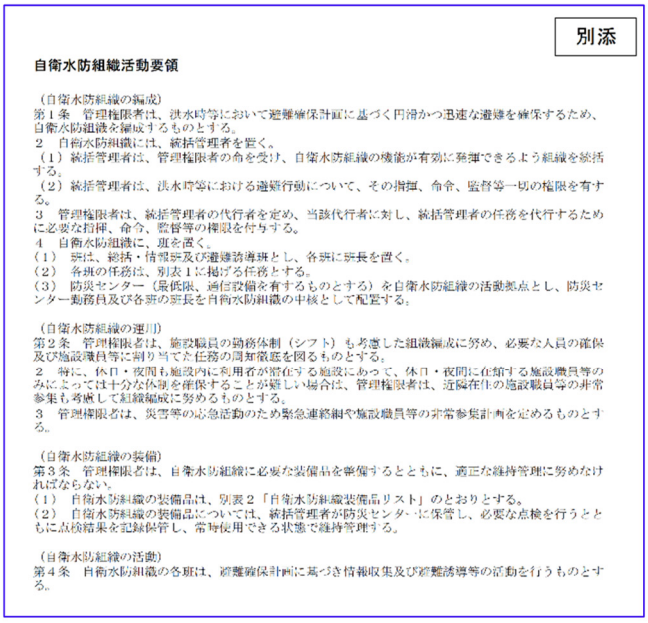

別添

**自衛水防組織活動要領**

（自衛水防組織の編成）
第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。
（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
４　自衛水防組織に、班を置く。
（１）　班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
（２）　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。
（３）　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）
第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）
第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を準備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
（１）　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
（２）　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）
第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

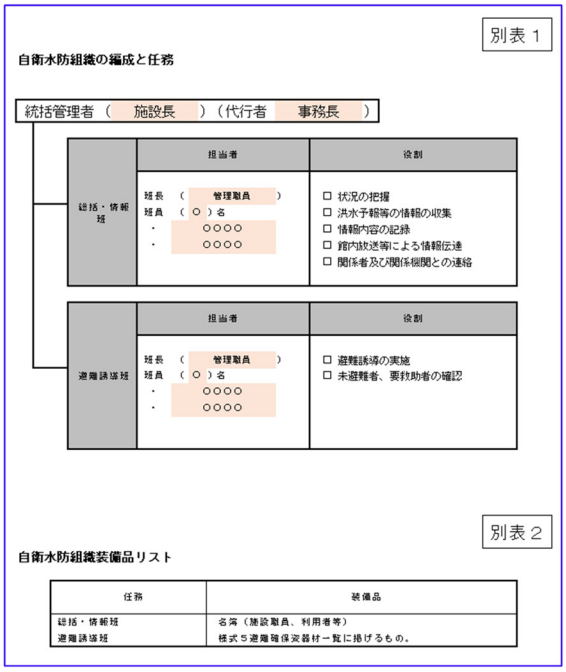

別表１

**自衛水防組織の編成と任務**

統括管理者（　施設長　）（代行者　事務長　）

| | 担当者 | 役割 |
|---|---|---|
| 統括・情報班 | 班長（管理職員）<br>班員（○）名<br>・○○○○<br>・○○○○ | □ 状況の把握<br>□ 洪水予報等の情報の収集<br>□ 情報内容の記録<br>□ 館内放送等による情報伝達<br>□ 関係者及び関係機関との連絡 |
| 避難誘導班 | 班長（管理職員）<br>班員（○）名<br>・○○○○<br>・○○○○ | □ 避難誘導の実施<br>□ 未避難者、要救助者の確認 |

別表２

**自衛水防組織装備品リスト**

| 任務 | 装備品 |
|---|---|
| 統括・情報班<br>避難誘導班 | 名簿（施設職員、利用者等）<br>様式５避難確保資器材一覧に掲げるもの。 |

出典：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

## 3. タイムラインを用いた訓練の手引き

- 水防法の改正（H29.6）により浸水想定区域内の要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成とともに**訓練の実施についても義務化**されています。
- 訓練の実施に当たっては、本手引きに基づき作成した避難行動タイムラインに沿って役割分担に応じた対応（防災行動項目）を実施していくことができます。
- また、より実災害をイメージしたリアリティのある訓練を実施することができるよう、避難確保計画作成支援ツールの一つとして訓練シナリオ動画を作成しました。

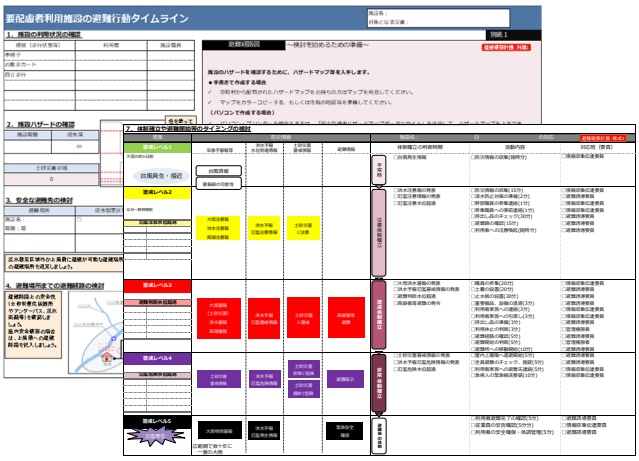


避難行動タイムライン

訓練シナリオ動画

### 3.1 訓練シナリオ動画について

- 訓練シナリオ動画は、庄内川・土岐川流域における想定最大規模の洪水被害をビジュアル化したものです。要配慮者利用施設で避難訓練を行う際に、洪水被害をイメージしながら実施することができます。

**<訓練用被害イメージビデオの特徴>**

◆テレビ映像をイメージし、実際に報道番組での情報収集を想定

◆タイムライン上の行動のきっかけとなる情報について、その情報の意味と情報の示す危険度（洪水の状況）の解説を入れ、訓練のたびに復習することが可能

◆訓練時に、事前準備段階から被害発生までのフェーズごと（警戒レベルごと）に区切りながら実施できるように設定

◆各フェーズ（警戒レベル）の冒頭に、各レベルで実施すべき一般的な対応チェックリストが表示され、どのような情報に注視する必要があるのかを意識しながら訓練を実施できる

**<紙芝居用ファイルの活用>**

◆動画が再生できない場合、または、印刷して配布したい場合は訓練シナリオカードを使用

**<イメージビデオのデータ形式等>**

◆データ形式：MP4

◆再生ソフト：5KPlayer、MPC-HC、VLC、GOM Player　等

訓練シナリオ動画

## 3.2 訓練の実施方法

- 作成した避難行動タイムラインを確認しながら、訓練用シナリオ動画を再生します。（動画を閲覧できない場合には、訓練シナリオカードを使用してください。）
- 各フェーズ（警戒レベル）ごとに、動画の中で発表・発令される情報に留意しながら、対応を実施していきます。

【注意】

訓練シナリオ動画では、テレビで放映される番組からの情報提供を想定しています。タイムラインの防災情報に記載されている情報が全て通知されるわけではないので、インターネット等での情報確認を訓練においても実施してください。

## 3.3 タイムラインのチェックシート機能

- 備品等の一覧と施設の対応事項等には、チェックボックス（□）がついています。
- 訓練の際に、備品が揃っているか、情報を収集できたか、対応行動がとれたか、人員配置ができているかといった確認をし、□にチェックを入れ、チェックシートとして利用してください。
- 不備があったもの、漏れのあった事項等を明らかにし、改善していくことが重要です。
- また、計画自体が実情にそぐわない場合は計画を見直しましょう。

**6．避難に必要な備品や浸水対策資機材の確認**

| 備　蓄　品 | 避難確保計画：様式5 |
|---|---|
| 情報収集・伝達 | □テレビ、□デスクトップパソコン、□ノートパソコン、□ラジオ、□ファックス、□携帯電話、□携帯電話用バッテリー、□乾電池 |
| 避難誘導 | □従業員名簿、□利用者名簿、□案内旗、□携帯電話、□携帯電話用バッテリー、□拡声器、□懐中電灯、□乾電池 |
| 施設内の一時避難 | □水、□食料、□寝具、□防寒具 |
| 衛生器具 | □おむつ・おしりふき、□タオル |
| 医療品 | |
| その他 | □ウエットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル |
| 浸水を防ぐための対策 | |
| 土砂災害に対する避難を確保するための対策 | |

施設名：　　（）　　の対応　　避難確保計画：様式2

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班（要員） |
|---|---|---|---|
| 平常時 | □台風発生情報 | □防災情報の収集(随時分) | □情報収集伝達要員 |
| 注意体制確立 | □洪水注意報の発表<br>□氾濫注意情報の発表<br>□氾濫注意水位超過 | □防災情報の収集(15分)<br>□浸水防止対策の準備(2分)<br>□幹部職員の参集連絡(1分)<br>□参集職員への事前連絡(1分)<br>□持出し品のチェック(30分)<br>□避難路の確認(15分)<br>□利用者への注意喚起(随時分) | □情報収集伝達要員<br>□避難誘導要員<br>□情報収集伝達要員<br>□情報収集伝達要員<br>□避難誘導要員<br>□避難誘導要員<br>□避難誘導要員 |
| 警 | □大雨洪水警報の発表<br>□洪水予報氾濫警戒情報の発表<br>□避難判断水位超過<br>□高齢者等避難の発令 | □職員の参集(20分)<br>□土嚢の設置(20分)<br>□止水板の設置(30分)<br>□重要備品、設備の退避(3分) | □情報収集伝達要員<br>□避難誘導要員<br>□避難誘導要員<br>□避難誘導要員 |

## 事例　避難訓練について

本手順書では、避難確保計画及びタイムラインを作成の上、訓練用シナリオビデオ（もしくはカード）を用いた訓練方法を記載しています。訓練に当たっては、図上訓練のみでなく実動訓練を行うことによって実際に避難にかかる時間を把握したり、移動の難しさなど新たな課題が見えてくるので効果的です。

**【兵庫県豊岡市の施設】**

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められている施設の施設管理者は訓練の実施が義務づけられました。訓練後に計画の見直しをすることで実効性の高い計画とすることが重要です。

兵庫県豊岡市の施設では、関係行政機関や有識者等で議論し非常災害対策計画を作成した後で、水害を対象とした避難訓練を実施し、非常災害対策計画の検証や見直しを実施しました。

### 避難訓練の実施を踏まえた非常災害対策計画の見直し

非常災害対策計画を作成した後、避難訓練を実施し、計画を見直した。

- 平成29年10月20日の避難訓練には、長期入所者29名のうち、体調の良い24名が参加した。

施設の玄関先にて

避難場所の車寄せ付近

避難場所での入所者の降車の様子

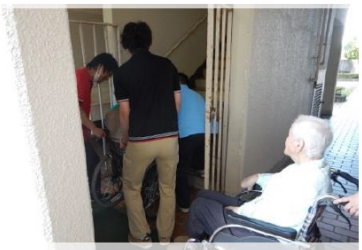
避難場所の1階階段付近

避難場所での2階への移動の様子①

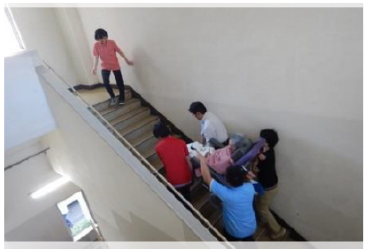
避難場所での2階への移動の様子②

避難場所の2階体育館にて

避難訓練の実施結果を踏まえ見直した項目

| 項目 | 訓練前 | 訓練後 |
|---|---|---|
| 指定緊急避難場所での２階への移動補助 | ２名一組 | ４名一組<br>同時に３組が階段で作業することが可能であることを確認 |
| 移動時間の見直し（乗車＋移動時間） | １２分<br>（乗車２分、移動時間１０分） | １４分<br>（乗車６分、移動時間８分） |
| 避難の順番 | ２階の入所者を１階に降ろし、随時避難場所に移動する | ２階への垂直避難に切り替えることも想定して、１階の入所者から避難することとした |

今後の課題について

- 体調の悪い入所者、短期入所者の避難にかかる時間が検証できていない。
- 悪天候や夜間の場合、避難経路の見通しが悪くなること、階段が滑りやすくなること等で時間がかかることが予想される。
- 気温の低下等により、避難場所で入所者の健康面が悪化することを防止するために、搬入する資機材の寝具の毛布の数量を更に追加するなど再度検討する必要がある。
- 実災害での焦りや不安から計画していた行動ができずに避難に時間がかかった場合や、避難中に避難指示が発令された場合を想定して、水平避難から垂直避難に切り替える訓練も必要である（避難場所の分散）。

出典：内閣府「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf

## 4. 参考情報一覧　1/2

### 水害リスク情報

＜国土交通省＞ハザードマップポータルサイト
https://disaportal.gsi.go.jp/

＜国土交通省＞重ねるハザードマップ
https://disaportal.gsi.go.jp/maps/?ll=35.25347,136.719704&z=11&base=pale&vs=c1j0l0u0t0h0z0

＜公益財団法人 岐阜県建設研究センター＞県域統合型GISぎふ
https://gis-gifu.jp/gifu/Portal?mid=4025

＜岐阜県＞　「過去の主な浸水実績」
※土岐川周辺の浸水実績は含まれていません。
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17662.html

＜愛知県＞愛知県統合型地理情報システム マップあいち
https://maps.pref.aichi.jp/

＜愛知県＞Roads of Aichi「あいちの道路」
https://www.pref.aichi.jp/douroiji/kansuimap/aichi_ken.html

### 気象情報

＜気象庁＞気象警報・注意報
https://www.jma.go.jp/jp/warn/

### 河川情報

＜国土交通省＞川の防災情報
https://www.river.go.jp/index

＜岐阜県＞川の防災情報
https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/#/

＜愛知県＞川の防災情報
https://www.kasen-aichi.jp/

## 道路規制情報

＜国土交通省中部地方整備局＞道路情報提供システム
http://its.cbr.mlit.go.jp/

＜岐阜県＞「道の情報」
※雨量による通行規制の実施状況や実施予定を確認することができます。
https://douro.pref.gifu.lg.jp/

## マニュアル

＜国土交通省＞要配慮者利用施設の浸水対策
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

＜内閣府＞避難行動判定フロー、避難情報のポイント
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf

## 【問い合わせ先等】

◆ 避難確保計画に関しては、施設が所在する市区町村にお問い合わせください。

◆ 土岐川・庄内川の水害リスクに関する問い合わせについて

| | | |
|---|---|---|
| 庄内川河川事務所 | 調査課 | 052-914-6713 |

◆ 本手引きを含めた要配慮者利用施設の
避難確保計画・避難行動タイムライン作成等支援ツールに関する
問い合わせについて

| | | |
|---|---|---|
| 庄内川河川事務所 | 調査課 | 052-914-6713 |

◆ 全国の取り組み状況、手引き、参考情報について

国土交通省ウェブサイト：要配慮者利用施設の浸水対策

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html